

日医発第479号(保87)
平成29年8月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

高齢者に係る高額療養費制度の見直し等について

先般、70歳以上の高齢者に係る高額療養費制度の見直しが行われることに伴い、医療機関に掲示をお願いする周知用ポスター及び政府広報として作成されたチラシの配布について、平成29年7月25日付(保82)により、社会保険担当理事あてにご案内申し上げたところがあります。

今般、70歳以上の高齢者に係る高額療養費制度の見直しに関して、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」(平成29年政令第213号)及び「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成29年厚生労働省令第86号)が公布され、平成29年8月1日より施行されましたので、改めてご連絡申し上げます。

今回、見直しが行われた高額療養費制度は、先般ご案内のとおり、

- ① 70歳以上の現役並み所得者について、平成29年8月より、外来上限特例の上限額(個人ごと)を44,400円→57,600円に引き上げる。(参考:平成30年8月には、所得区分を細分化した上で70歳未満の上限額と同額とするとともに、外来上限特例を廃止する。)
- ② 70歳以上の一般所得者について、平成29年8月より、外来上限特例の上限額(個人ごと)を12,000円→14,000円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間(前年8月1日～7月31日までの間)の合計額に対して、144,000円の上限額を設定する。また、外来+入院に係る上限額(世帯ごと)を44,400円→57,600円に引き上げるとともに、多数回該当の場合の上限額44,400円を設定する。(参考:平成30年8月からは、外来上限特例の上限額を14,000円→18,000円に引き上げる。)

であります。

また、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部が改正され、上記、高額療養費制度の見直しにより、70歳以上の一般所得者の入院療養に係る高額療養費の算定基準額が引き上げられ、多数回該当(44,400円)が設定されることに伴い、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療において、自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合は、特記事項に「34多エ」を記載することとなります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<別添資料>

1. 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について（通知）
（平 29. 7. 28 保発 0728 第 15 号 厚生労働省保険局長）
2. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について
（平 29. 7. 31 保発 0731 第 17 号 厚生労働省保険局長）
3. 「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について
（平 29. 7. 31 保医発 0731 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官）
4. 【参考】健康保険法施行令等の一部を改正する政令
（平 29. 7. 28 政令第 213 号 内閣総理大臣（官報 号外第 164 号））
5. 【参考】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令
（平 29. 7. 31 厚生労働省令第 86 号 厚生労働大臣（官報 号外第 166 号））

保発0728第15号
平成29年7月28日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について（通知）

標記につき、別添のとおり、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、都道府県知事、地方厚生（支）局長及び健康保険組合連合会長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

【別 添】

保発 0 7 2 8 第 9 号

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

高額療養費の算定基準額等の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 213 号）が本日公布された。その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

第 2 改正の内容

1 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）の一部改正

① 70 歳以上の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第 42 条関係）

算定基準額については、次の表のとおりとすること。

所得区分	外来の上限額 (個人ごと)	外来+入院の上限額 (世帯ごと)
	現役並み所得 (標準報酬月額 28 万円以上)	44,400 円 <u>→57,600 円</u>
一般 (標準報酬月額 28 万円未満)	12,000 円 <u>→14,000 円</u>	44,400 円 <u>→57,600 円</u> <多数回該当: 44,400 円>
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

※ 75 歳到達月の特例について

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算され、75 歳到達月においては、到達前の期間については健康保険制度、到達後の期間については後期高齢者医療制度のそれぞれの自己負担限度額が適用されることとなるため、現行においては、この自己負担限度額は両制度の本来額の 2 分の 1 の額が適用されているが、今回の改正においても同様に上の表の金額に 2 分の 1 を乗じた額とすること。

② 70 歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費に関する事項(健保令第 41 条の 2 関係)

基準日(7 月 31 日)時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間(前年 8 月 1 日から 7 月 31 日まで)のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、14 万 4,000 円を超える場合は、その超える分を支給すること。

③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行令(昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(船保令第 8 条の 2 及び第 9 条関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

3 国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(国保令第 29 条の 2 の 2 及び第 29 条の 3 関係)

を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）の一部改正

1 ①及び②に準じた改正（高確令第 14 条の 2 及び第 15 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

5 経過措置

本政令の施行日（平成 29 年 8 月 1 日）に医療保険の加入者の資格を喪失した者については、当該日を基準日とすること。

また、本政令の施行前に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例とすること。

第 3 施行期日

平成 29 年 8 月 1 日から施行すること。

保発0728第10号
平成29年7月28日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

高額療養費の算定基準額等の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第213号）が本日公布された。その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

第2 改正の内容

1 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）の一部改正

① 70歳以上の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第42条関係）

算定基準額については、次の表のとおりとすること。

所得区分	外来の上限額 (個人ごと)	外来+入院の上限額 (世帯ごと)
	現役並み所得 (標準報酬月額 28 万円以上)	44,400 円 <u>→57,600 円</u>
一般 (標準報酬月額 28 万円未満)	12,000 円 <u>→14,000 円</u>	44,400 円 <u>→57,600 円</u> <多数回該当: 44,400 円>
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

※ 75 歳到達月の特例について

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算され、75 歳到達月においては、到達前の期間については健康保険制度、到達後の期間については後期高齢者医療制度のそれぞれの自己負担限度額が適用されることとなるため、現行においては、この自己負担限度額は両制度の本来額の 2 分の 1 の額が適用されているが、今回の改正においても同様に上の表の金額に 2 分の 1 を乗じた額とすること。

② 70 歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費に関する事項(健保令第 41 条の 2 関係)

基準日(7 月 31 日)時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間(前年 8 月 1 日から 7 月 31 日まで)のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、14 万 4,000 円を超える場合は、その超える分を支給すること。

③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行令(昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(船保令第 8 条の 2 及び第 9 条関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

3 国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(国保令第 29 条の 2 の 2 及び第 29 条の 3 関係)

を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）の一部改正

1 ①及び②に準じた改正（高確令第 14 条の 2 及び第 15 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

5 経過措置

本政令の施行日（平成 29 年 8 月 1 日）に医療保険の加入者の資格を喪失した者については、当該日を基準日とすること。

また、本政令の施行前に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例とすること。

第 3 施行期日

平成 29 年 8 月 1 日から施行すること。

保発0728第11号
平成29年7月28日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

高額療養費の算定基準額等の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第213号）が本日公布された。その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

第2 改正の内容

1 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）の一部改正

① 70歳以上の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第42条関係）

算定基準額については、次の表のとおりとすること。

所得区分	外来の上限額 (個人ごと)	外来+入院の上限額 (世帯ごと)
	現役並み所得 (標準報酬月額 28 万円以上)	44,400 円 <u>→57,600 円</u>
一般 (標準報酬月額 28 万円未満)	12,000 円 <u>→14,000 円</u>	44,400 円 <u>→57,600 円</u> <多数回該当: 44,400 円>
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

※ 75 歳到達月の特例について

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算され、75 歳到達月においては、到達前の期間については健康保険制度、到達後の期間については後期高齢者医療制度のそれぞれの自己負担限度額が適用されることとなるため、現行においては、この自己負担限度額は両制度の本来額の 2 分の 1 の額が適用されているが、今回の改正においても同様に上の表の金額に 2 分の 1 を乗じた額とすること。

② 70 歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費に関する事項(健保令第 41 条の 2 関係)

基準日(7 月 31 日)時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間(前年 8 月 1 日から 7 月 31 日まで)のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、14 万 4,000 円を超える場合は、その超える分を支給すること。

③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行令(昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(船保令第 8 条の 2 及び第 9 条関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

3 国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(国保令第 29 条の 2 の 2 及び第 29 条の 3 関係)

を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）の一部改正

1 ①及び②に準じた改正（高確令第 14 条の 2 及び第 15 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

5 経過措置

本政令の施行日（平成 29 年 8 月 1 日）に医療保険の加入者の資格を喪失した者については、当該日を基準日とすること。

また、本政令の施行前に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例とすること。

第 3 施行期日

平成 29 年 8 月 1 日から施行すること。

保発0728第12号
平成29年7月28日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

高額療養費の算定基準額等の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第213号）が本日公布された。その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

第2 改正の内容

1 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）の一部改正

① 70歳以上の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第42条関係）

算定基準額については、次の表のとおりとすること。

所得区分	外来の上限額 (個人ごと)	外来+入院の上限額 (世帯ごと)
	現役並み所得 (標準報酬月額 28 万円以上)	44,400 円 <u>→57,600 円</u>
一般 (標準報酬月額 28 万円未満)	12,000 円 <u>→14,000 円</u>	44,400 円 <u>→57,600 円</u> <多数回該当: 44,400 円>
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

※ 75 歳到達月の特例について

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算され、75 歳到達月においては、到達前の期間については健康保険制度、到達後の期間については後期高齢者医療制度のそれぞれの自己負担限度額が適用されることとなるため、現行においては、この自己負担限度額は両制度の本来額の 2 分の 1 の額が適用されているが、今回の改正においても同様に上の表の金額に 2 分の 1 を乗じた額とすること。

② 70 歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費に関する事項(健保令第 41 条の 2 関係)

基準日(7 月 31 日)時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間(前年 8 月 1 日から 7 月 31 日まで)のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、14 万 4,000 円を超える場合は、その超える分を支給すること。

③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行令(昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(船保令第 8 条の 2 及び第 9 条関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

3 国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(国保令第 29 条の 2 の 2 及び第 29 条の 3 関係)

を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）の一部改正

1 ①及び②に準じた改正（高確令第 14 条の 2 及び第 15 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

5 経過措置

本政令の施行日（平成 29 年 8 月 1 日）に医療保険の加入者の資格を喪失した者については、当該日を基準日とすること。

また、本政令の施行前に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例とすること。

第 3 施行期日

平成 29 年 8 月 1 日から施行すること。

保発0728第14号
平成29年7月28日

健康保険組合連合会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

高額療養費の算定基準額等の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第213号）が本日公布された。その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

第2 改正の内容

1 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）の一部改正

① 70歳以上の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第42条関係）

算定基準額については、次の表のとおりとすること。

所得区分	外来の上限額 (個人ごと)	外来+入院の上限額 (世帯ごと)
	現役並み所得 (標準報酬月額 28 万円以上)	44,400 円 <u>→57,600 円</u>
一般 (標準報酬月額 28 万円未満)	12,000 円 <u>→14,000 円</u>	44,400 円 <u>→57,600 円</u> <多数回該当: 44,400 円>
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円

※ 75 歳到達月の特例について

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算され、75 歳到達月においては、到達前の期間については健康保険制度、到達後の期間については後期高齢者医療制度のそれぞれの自己負担限度額が適用されることとなるため、現行においては、この自己負担限度額は両制度の本来額の 2 分の 1 の額が適用されているが、今回の改正においても同様に上の表の金額に 2 分の 1 を乗じた額とすること。

② 70 歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費に関する事項(健保令第 41 条の 2 関係)

基準日(7 月 31 日)時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間(前年 8 月 1 日から 7 月 31 日まで)のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、14 万 4,000 円を超える場合は、その超える分を支給すること。

③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行令(昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(船保令第 8 条の 2 及び第 9 条関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

3 国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(国保令第 29 条の 2 の 2 及び第 29 条の 3 関係)

を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）の一部改正

1 ①及び②に準じた改正（高確令第 14 条の 2 及び第 15 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

5 経過措置

本政令の施行日（平成 29 年 8 月 1 日）に医療保険の加入者の資格を喪失した者については、当該日を基準日とすること。

また、本政令の施行前に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例とすること。

第 3 施行期日

平成 29 年 8 月 1 日から施行すること。

保発0731第17号
平成29年7月31日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第86号）については本日公布され、平成29年8月1日から施行することとされたところである。改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に当たって十分に留意されたい。

記

第1 改正の趣旨

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第213号）の施行に伴い、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者等に配慮した上で、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

第2 改正の内容

1 健康保険法施行規則（大正13年内務省令第36号）の一部改正

- ① 基準日被保険者の保険者に対する外来療養に係る年間の高額療養費の支給申請手続きについて、次のとおりとすること。
 - ア 外来療養に係る年間の高額療養費の支給を受けようとする基準日被保険者は、必要事項を記載した申請書に、当該基準日被保険者が計算

期間において負担した外来療養に係る一部負担金等の額の証明書及び基準日における基準日被保険者の所得区分を証する書類を添付して、基準日に属する健康保険の保険者に提出すること。

イ アの申請書の提出を受けた保険者は、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額その他高額療養費の支給に必要な事項を、アの証明書を交付した医療保険者に対し、遅滞なく通知しなければならないこと。

ウ 精算対象者が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができること。

② 計算期間において被保険者又は被扶養者であった者が加入していた健康保険の保険者（①の保険者を除く。）に対する年間の高額療養費の支給申請手続きについて、次のとおりとすること。

ア 年間の高額療養費の支給を受けようとする者（計算期間において保険者の被保険者又は被扶養者であった者に限る。）は、必要事項を記載した申請書に、基準日における申請者の所得区分を証する書類を添付して、計算期間において加入していた健康保険の保険者に提出すること。

イ アの申請書の提出を受けた保険者は、必要事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならないこと。

ウ イの証明書を交付した保険者は、当該証明書に係る基準日の翌日から2年以内に基準日に加入する医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係るアの申請書は提出されなかったものとみなすことができること。

エ 保険者は、精算対象者に係る高額療養費の額の算定に必要なイの証明書の交付申請を、当該保険者の被保険者であった者から受けたときは、当該証明書を交付しなければならないこと。

③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正
1 に準じた改正を行ったこと。

3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正
1 に準じた改正を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正

1 に準じた改正を行ったこと。

5 その他所要の規定の整備を行ったこと。

第 3 施行期日

平成 29 年 8 月 1 日から施行すること。

保医発0731第3号
平成29年7月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成29年政令第213号）が公布され、平成29年8月1日から施行されるところである。

これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、平成29年8月1日から適用することとする。

なお、記載要領通知の主な改正内容等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に周知徹底を図りたい。

記

1 記載要領通知の主な改正内容

高額療養費制度の見直し（平成29年8月施行分）により、70歳以上の一般所得者の入院療養に係る高額療養費の算定基準額が引き上げられ、多数回該当（44,400円）が設定されることに伴い、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療において、自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合は、特記事項欄に「34

多エ」を記載すること。

2 その他

平成30年8月1日施行の高額療養費制度の見直しにおいても、70歳以上の所得区分の細分化等に伴い、記載要領通知の一部を改正する予定としていること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）
の一部改正について

- 1 別紙1のⅡの第3の2の(13)の表中「18」及び「34」を次のように改める。

コード	略号	内 容
18	一般	70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合（特記事項「34」の②に該当する場合を除く。）
34	多エ	以下のいずれかに該当する場合 ① 70歳未満で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分（エ）の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合 ② 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療（入院に限る。）の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合

- 2 別紙1のⅡの第3の2の(38)の「ス」及び「ム」を次のように改める。

ス 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証（適用区分がⅢであるもの）が提示された場合（ムに該当する場合を除く。）には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。

ム 前フにおける「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療（入院に限る。）の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合には、「特記事項」欄に「多エ」と記載すること。

3 別紙1のⅢの第3の2の(34)の「サ」及び「へ」を次のように改める。

- サ 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあつては課税所得145万円未満）の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証（適用区分がⅢであるもの）が提示された場合（へに該当する場合を除く。）には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。
- へ 前ネにおける「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあつては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であつて、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあつては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であつて、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療（入院に限る。）の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合には、「特記事項」欄に「多工」と記載すること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別紙1			別紙1		
II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領			II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領		
第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）			第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）		
2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項			2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項		
(13) 「特記事項」欄について			(13) 「特記事項」欄について		
記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。			記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。		
コード	略号	内容	コード	略号	内容
01 }		(略)	01 }		(略)
17			17		
18	一般	70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合（特記事項「34」の②に該当する場合を除く。）	18	一般	70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合
19 }		(略)	19 }		(略)
33			33		
34	多エ	<u>以下のいずれかに該当する場合</u> ① 70歳未満で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療	34	多エ	70歳未満で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世

にあつては、旧ただし書き所得210万円以下)の世帯」の適用区分(エ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であつて、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合

② 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあつては課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であつて、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療(入院に限る。)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合

35
}
37

(略)

(38) その他
ア～シ(略)

帯」の適用区分(エ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であつて、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合

35
}
37

(略)

(38) その他
ア～シ(略)

ス 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証（適用区分がⅢであるもの）が提示された場合（ムに該当する場合を除く。）には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。

セ～ミ（略）

ム 前フにおける「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療（入院に限る。）の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合には、「特記事項」欄に「多エ」と記載すること。

ス 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証（適用区分がⅢであるもの）が提示された場合には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。

セ～ミ（略）

ム 前フにおける「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合には、「特記事項」欄に「多エ」と記載すること。

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第3）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(34) その他

ア～コ（略）

サ 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証（適用区分がⅢであるもの）が提示された場合（へに該当する場合を除く。）には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。

シ～フ（略）

ヘ 前ネにおける「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第3）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(34) その他

ア～コ（略）

サ 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証（適用区分がⅢであるもの）が提示された場合には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。

シ～フ（略）

ヘ 前ネにおける「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合には、「特記事項」欄に「多エ」と記載すること。

適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証
又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であ
って、難病法による特定医療又は特定疾患治療研
究事業に係る公費負担医療（入院に限る。）の自
院における高額療養費の支給が直近12か月間に
おいて4月目以上である場合には、「特記事項」
欄に「多エ」と記載すること。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年七月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百十三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第二項（同法第百十五條の二第二項及び第百四十九條において準用する場合を含む。）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三條第二項（同法第八十四條第二項において準用する場合を含む。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十條の二第二項（同法第六十條の三第二項において準用する場合を含む。）、これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五條において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七條の二第二項（同法第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二條の二第二項（同法第六十二條の三第二項において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四條第二項（同法第八十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七條中「第四十三條の二」を「第四十一條の二」に、「第四項」を「第七項」に改める。

第四十一條の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同條第一項第一号中「から第四十三條まで」を「、第四十二條、第四十三條」に、「次條第五項」を「第四十二條第五項」に改め、同項第二号及び同條第二項中「次條第五項」を「第四十二條第五項」に改め、同條第五項中「次條第六項第三号」を「次條並びに第四十二條第六項第三号」に改め、同條第七項中「次條第七項」を「第四十二條第七項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第四十一條の二 高額療養費は、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被保険者合算額」という。）、第七号から第十二号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被扶養者合算額」という。）、又は第十三号から第十八号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「元被扶養者合算額」という。）、のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、基準日被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（同号に掲げる額を、基準日被保険者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額、基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零とする。）に高額療養費按分率（第七号に掲げる額を、基準日被扶養者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額及び元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第十三号に掲げる額を、元被扶養者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日被保険者が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一 計算期間（基準日において当該被保険者の被保険者（日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下この条、第四十三條第一項及び第四十二條の二から第四十三條の四までにおいて同じ。）である者（以下この条並びに第四十三條の二第一項、第二項、第五項及び第七項において「基準日被保険者」という。）、が当該被保険者の被保険者であった間に限る。）、において、当該基準日被保険者が当該被保険者の被保険者（法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）、（法第九十八條第一項（法第十條第七項及び第百十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による保険給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該者に係る支給額を控除した額とし、法第五十三條に規定するその他の給付として次に掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該者に係る当該金品に相当する額を控除した額とする。）

イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからハまでに掲げる額を合算した額

ロ 当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該者がなお負担すべき額

二 計算期間（基準日被保険者が他の健康保険の被保険者であった間に限る。）、において、当該基準日被保険者が当該他の健康保険の被保険者（法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）、に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日被保険者の被扶養者（基準日において当該被保険者の被扶養者である者に限る。以下この条並びに第四十三條の二第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項において「基準日被扶養者」という。）、が当該被保険者の被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間に限る。）、において、当該基準日被保険者が当該被保険者の被扶養者（法第十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

第一項第十号	他の 保険者の被保険者（ 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第九号	で 当該保険者の被保険者 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第八号	他の 保険者の被保険者の 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第七号	で 当該保険者の被保険者 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第四号	他の 保険者の被保険者の 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第三号	が 当該保険者 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第二号	お い て 当 該 保 険 者 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第一号	（ ） が 当 該 保 険 者 以 外 の 健 康 保 険 の 保 険 者 （ 以 下 こ の 項 に お い て 「 基 準 日 保 険 者 」 と い う ） 基 準 日 保 険 者 以 外 の	書 第一項ただし （ ） 毎 年 八 月 一 日 か ら 翌 年 七 月 三 十 一 日 ま で の 期 間 を い う 。 以 下 同 じ の 末 日 お い て 当 該 保 険 者 の 健 康 保 険 の 保 険 者 （ 以 下 こ の 項 に お い て 「 基 準 日 保 険 者 」 と い う ） 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項 同 号 に 掲 げ る	第二号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日まで）の期間をいう。以下同じ。（第三項に規定する者が当該保険者の被保険者である場合を除く。）と 第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第二号に規定する外来療養に係る 第八号に掲げる額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、第三号に規定する基準日被扶養者が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該保険者の被扶養者である場合を除く。）として受けた第八号に規定する外来療養に係る 第十四号に掲げる額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該保険者の被扶養者であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）として受けた第十四号に規定する外来療養に係る の末日
--------	--------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------	---------------------------------	--------	---	--------	--	--	-----------------------------------	--

第一項第十三号	当該保険者の被保険者 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第十四号	他の 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第十五号	で 当該保険者の被保険者 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項第十六号	他の 基 準 日 保 険 者 以 外 の	書 第一項ただし （ ） 毎 年 八 月 一 日 か ら 翌 年 七 月 三 十 一 日 ま で の 期 間 を い う 。 以 下 同 じ の 末 日 お い て 当 該 保 険 者 の 健 康 保 険 の 保 険 者 （ 以 下 こ の 項 に お い て 「 基 準 日 保 険 者 」 と い う ） 基 準 日 保 険 者 以 外 の	第一項 同 号 に 掲 げ る	第四号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日まで）の期間をいう。以下同じ。（第四項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、第一号に規定する基準日被扶養者が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）として受けた第四号に規定する外来療養に係る 第十号に掲げる額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該第四項に規定する者が当該保険者の被保険者（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される場合を除く。）として受けた第十号に規定する外来療養に係る 第十六号に掲げる額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）として受けた第十六号に規定する外来療養に係る の末日
---------	---------------------------------	---------	-------------------------	---------	--------------------------------------	---------	-------------------------	--	-----------------------------------	---

4
第一項の規定は、計算期間において当該保険者の被保険者であつた者（基準日において他の健康保険の保険者の被保険者の被扶養者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	において当該	において他の健康保険の
第一項第二号	が当該保険者	が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第三号	（）が当該保険者の被保険者（法	（）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第四号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第五号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第六号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第七号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第八号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第九号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第十号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第十一号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第十二号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第十三号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第十四号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第十五号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）
第一項第十六号	）が当該保険者の被保険者（法	）が当該他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）

5 計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（第九項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて被保険者又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日組合員等」という。）に對する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる額のいづれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日組合員等が基準日において法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

6 前項の規定は、計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者に限る。）に對する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第七十四条第一項第三号」とあるのは、「第一百十号第二項第一号二」と、同項の表中「を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（とあるのは、「（基準日）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者をいう。以下この表において同じ。」と、「第一項第七号に」と、「第一項第九号に」と、「第一項第十号に」と、「第一項第十三号に」と、「第一項第十五号に」と読み替えるものとする。

7 計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。以下この項において「基準日後期高齢者医療被保険者」という。）に對する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる額のいづれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日後期高齢者医療被保険者が基準日において法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）に對する高額療養費算定基準額（以下この表において「基準日組合員等合算額」という。）	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）に對する高額療養費算定基準額（以下この表において「基準日組合員等合算額」という。）	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）に對する高額療養費算定基準額（以下この表において「基準日組合員等合算額」という。）
元被扶養者等合算額から高額療養費を控除した額	元被扶養者等合算額から高額療養費を控除した額	元被扶養者等合算額のうち、基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第七号に掲げる額に相当する額を、基準日被扶養者等合算額で除して得た率
基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）に對する高額療養費算定基準額（以下この表において「基準日組合員等合算額」という。）	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）に對する高額療養費算定基準額（以下この表において「基準日組合員等合算額」という。）	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）に對する高額療養費算定基準額（以下この表において「基準日組合員等合算額」という。）

一 計算期間（基準日において被保険者（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員を除く。以下この条、第十条第十一項及び第十三条において「基準日」である者（以下この条並びに第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項において「基準日」である者という。）が被保険者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が被保険者（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）（法第六十七条第一項及び第八十二条第一項の規定による保険給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該者に係る支給額を控除した額とする。）

イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからハまでに掲げる額を合算した額

ロ 当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該者がなお負担すべき額

二 計算期間（基準日被保険者の被扶養者（基準日において被保険者の被扶養者である者に限る。以下この条及び第十一条において「基準日」である者）が被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が被保険者の被扶養者（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日被保険者が組合等の組合員等であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 計算期間（基準日被扶養者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

五 計算期間（基準日被保険者が被保険者であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日被保険者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が被保険者の被扶養者（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

六 計算期間（基準日被扶養者が被保険者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が被保険者（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

七 計算期間（基準日被保険者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

八 計算期間（基準日被扶養者が組合等の組合員等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合等の組合員等（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

九 計算期間（基準日被保険者が被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が被保険者の被扶養者（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十 計算期間（基準日被扶養者が被保険者であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日被保険者を除く。）が被保険者の被扶養者（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十一 計算期間（基準日被保険者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者等であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十二 計算期間（基準日被扶養者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

前項の規定は、計算期間において被保険者であつた者（基準日被扶養者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号」とあるのは「第三号」と、「第五号」とあるのは「第七号」と、「第九号」とあるのは「第十一号」と、同項ただし書中「第五十五条第一項第三号」とあるのは「第七十六条第二項第一号二」と読み替えるものとする。

三 計算期間において被保険者であつた者（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（第七項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて被保険者又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日組合員等」という。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日組合員等が基準日において法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

基準日組合員等（以下この表において「基準日組合員」という。）	基準日組合員等（以下この表において「基準日組合員」という。）	基準日組合員等（以下この表において「基準日組合員」という。）
基準日組合員等（基準日において当該基準日組合員等の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一号から第四号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「基準日組合員等合算額」という。）	基準日組合員等（基準日において当該基準日組合員等の被扶養者等である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一号から第四号までに掲げる額を合算した額	基準日組合員等合算額のうち、基準日被扶養者等（基準日被扶養者等）を基準日被扶養者としてそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一号に相当する額を、基準日組合員等合算額で除して得た率

第六条の表第十一条の三の六の三第五項の表の項中「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「私学共済制度の加入者」に、

私立学校教職員共済法施行令第六
条において準用する第二項（同条
において準用する第三項

第二項（第三項）	を	私立学校教職員共済法施行令第六 条において準用する第二項（同条 において準用する第三項	第二項（第三項）
	及び私学共済制度の加入者		及び加入者

に改め、同表第十一条の三の六の四第一項の項を削る。

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の三を削る。

第十一条の三の四の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第一項第一号中「から第十一条の三の六まで」を「第十一条の三の五、第十一条の三の六」に、「次条第五項」を「第十一条の三の五第五項」に改め、同項第二号中「この条及び第十一条の三の六の二において」を削り、「次条第五項」を「第十一条の三の五第五項」に改め、同条第二項中「次条第五項」を「第十一条の三の五第五項」に改め、同条第五項中「この項並びに次条第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号において」を削り、同条第七項中「次条第七項」を「第十一条の三の五第七項」に改め、同条を第十一条の三の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第十一条の三の四 高額療養費は、第一号から第六号までに掲げる金額を合算した金額（以下この項において「基準日組合員合算額」という。）第七号から第十二号までに掲げる金額を合算した金額（以下この項において「基準日被扶養者合算額」という。）又は第十三号から第十八号までに掲げる金額を合算した金額（以下この項において「元被扶養者合算額」という。）のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、基準日組合員合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に、零とする。）に高額療養費按分率（同号に掲げる金額を、基準日組合員合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額、基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に、零とする。）に高額療養費按分率（第七号に掲げる金額を、基準日被扶養者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額及び元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に、零とする。）に高額療養費按分率（第十三号に掲げる金額を、元被扶養者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日組合員が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一 計算期間（基準日において当該組合の組合員である者（以下この条並びに第十一条の三の六の二第二項、第二項、第五項及び第七項において「基準日組合員」という。）が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該組合の組合員（法第五十五条第二項

第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）（法第五十九条第一項又は第二項の規定による給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該基準日組合員に係る支給額を控除した金額とし、法第五十一条に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該基準日組合員に係る当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）

イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額を合算した金額

ロ 当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該外来療養を受けた者がなお負担すべき金額

二 計算期間（基準日組合員が他の組合の組合員であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該他の組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日組合員の被扶養者（基準日において当該組合の組合員の被扶養者である者に限る。以下この条並びに第十一条の三の六の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）第三項及び第五項において「基準日被扶養者」という。）が当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四 計算期間（基準日被扶養者が他の組合の組合員であり、かつ、基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該他の組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

五 計算期間（基準日組合員が保険者等の被保険者等であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該保険者等の被保険者等（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

六 計算期間（基準日被扶養者が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

七 計算期間（基準日組合員が当該組合の組合員であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

八 計算期間（基準日組合員が他の組合の組合員であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該他の組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

九 計算期間（基準日組合員が他の組合の組合員であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該他の組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

九 計算期間（基準日被扶養者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額を計算期間（基準日被扶養者が他の組合の組合員であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該他の組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十一 計算期間（基準日組合員が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

十二 計算期間（基準日被扶養者が保険者等の被保険者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該保険者等の被保険者等（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

十三 計算期間（基準日組合員が当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日組合員の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十四 計算期間（基準日組合員が他の組合の組合員であり、かつ、当該基準日組合員の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十五 計算期間（基準日被扶養者が当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日組合員を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日組合員を除く。）が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十六 計算期間（基準日被扶養者が他の組合の組合員であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日組合員を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日組合員を除く。）が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十七 計算期間（基準日組合員が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日組合員の被扶養者等であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日組合員の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日組合員の被扶養者等であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

十八 計算期間（基準日被扶養者が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日組合員を除く。）が当該基準日被扶養者の

被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日組合員を除く。）が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額

2 前項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日被扶養者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号」とあるのは「第三号」と、「第七号」とあるのは「第九号」と、「第十三号」とあるのは「第十五号」と、同項ただし書中「第五十五条第二項第三号」とあるのは「第五十七条第二項第一号二」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において他の組合の組合員である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同号に掲げる	第二号に掲げる金額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（第三項に規定する者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第二号に規定する外来療養に係る
第七号に掲げる	第八号に掲げる金額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、第三号に規定する基準日被扶養者が当該同項に規定する者（基準日被扶養者を除く。）が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第八号に規定する外来療養に係る	
第十三号に掲げる	第十四号に掲げる金額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者であつた者（基準日組合員を除く。）が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十四号に規定する外来療養に係る	
第一項ただし書	（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日	の末日
第一項第一号	において当該	において他の
第一項第二号	他の	基準日組合以外の

4 第一項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において他の組合の組合員の被扶養者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第三号	において当該組合	において基準日組合
第一項第四号	が当該組合	が当該基準日組合
第一項第七号	他の	基準日組合以外の
第一項第八号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
第一項第九号	他の	基準日組合以外の
第一項第十号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
第一項第十三号	組合の組合員の	基準日組合以外の
第一項第十四号	他の	基準日組合以外の
第一項第十五号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
第一項第十六号	組合の組合員の	基準日組合以外の
第一項	同号に掲げる	第四号に掲げる金額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（第四項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、第一号に規定する基準日組合の組合員である者）が当該組合の組合員であつた間（以下同じ。）において、当該組合の組合員が当該組合の被扶養者である者（当該組合の組合員が当該組合の被扶養者である者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者）を除く。）として受けた第四号に規定する外来療養に係る

第一項第十六号	他の	基準日組合以外の	第十三号に掲げる 第十六号に掲げる金額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、当該組合の組合員が当該組合の被扶養者である者（当該組合の組合員が当該組合の被扶養者である者（法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者）を除く。）として受けた第十六号に規定する外来療養に係る）の末日
第一項第十五号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で	
第一項第十四号	他の	基準日組合以外の	
第一項第十三号	組合の組合員の	基準日組合以外の	
第一項第十号	他の	基準日組合以外の	
第一項第九号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で	
第一項第八号	他の	基準日組合以外の	
第一項第七号	組合の組合員の	基準日組合以外の	
第一項第四号	他の	基準日組合以外の	
第一項第三号	が当該組合	が当該基準日組合	
第一項第二号	において当該組合	において基準日組合	
第一項第一号	（が当該組合）	（が当該他の組合（以下この項において「基準日組合」という。））	
書	（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日	の末日	
第一項ただし	第五十五条第二項第三号	第五十七条第二項第一号二	
第一項	において当該	において他の	

5 計算期間において当該組合の組合員であつた者(基準日において保険者等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く)の被保険者等(第九項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて組合員又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く)である者に限る。以下この項において「基準日以後の被保険者等」という。以下この項において「基準日以後の被保険者等」という)の世帯に属する者(「基準日以後の被保険者等」という)に対する高額の療養費は、次の表の上欄に掲げる金額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする)にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日以後の被保険者等が基準日において法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

Table with 3 columns: 基準日以後の被保険者等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く)の被保険者等、基準日以後の被保険者等(第九項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて組合員又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く)である者に限る。以下この項において「基準日以後の被保険者等」という。以下この項において「基準日以後の被保険者等」という)の世帯に属する者、その額は、同表の中欄に掲げる金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする)にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日以後の被保険者等が基準日において法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

6 前項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者(基準日において保険者等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く)の被保険者等(後期高齢者医療の被保険者を除く)の被扶養者等である者に限る。以下この項において「基準日以後の被保険者等」という)の世帯に属する者(「基準日以後の被保険者等」という)に対する高額の療養費は、次の表の上欄に掲げる金額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする)にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日以後の被保険者等が基準日において法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

7 計算期間において当該組合の組合員であつた者(基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。以下この項において「基準日以後の被保険者等」という)に対する高額の療養費は、次の表の上欄に掲げる金額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする)にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日以後の被保険者等が基準日において法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

8 第一項(第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む)、第五項(第六項において準用する場合を含む)及び第六項において「被保険者等」とは、地方の組合、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者(第十一条の三の六の三第五項において「日雇特別被保険者」という)の保険を除く)の被保険者としての全国健康保険協会、健康保険組合、同法第二百三十三条第一項の規定による被保険者としての全国健康保険協会、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、市町村(特別区を含む)、国民健康保険組合又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合をいう。

Table with 3 columns: 基準日以後の被保険者等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く)の被保険者等、基準日以後の被保険者等(第九項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて組合員又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く)である者に限る。以下この項において「基準日以後の被保険者等」という。以下この項において「基準日以後の被保険者等」という)の世帯に属する者、その額は、同表の中欄に掲げる金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする)にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日以後の被保険者等が基準日において法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

9 第一項(第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む)、第五項(第六項において準用する場合を含む)及び第六項において「被保険者等」とは、地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者(法第五十五条第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。第十一条の三の六の三第五項において同じ)、健康保険の被保険者(日雇特別被保険者であつた者(健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特別被保険者であつた者をいう。第十一条の三の六の三第五項において同じ)を含む)、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員(以下「国民健康保険の世帯主等」という)又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

第十一條の三の六の三第三項及び第四項中「読み替えて」を削り、同条第五項の表中「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「私学共済制度の加入者」に改め、「健康保険法第三條第二項に規定する」及び「以下この項において「日雇特例被保険者」という。」を削り、「第四十四條第二項」を「第四十四條第五項」に、「第四十四條第四項」を「第四十四條第七項」に、「当該世帯主等」及び「当該者」を「当該国民健康保険の世帯主等」に改める。

第十一條の三の六の四第一項中「以後の」の下に「当該」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律第七條第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者」を「医療保険加入者」に改め、同条第二項中「第十一條の三の六の二、前条」を「前二條」に改める。

第三十四條第一項中「第十一條の三の四及び第十一條の三の五」を「第十一條の三の三から第十一條の三の五まで」に、「第十一條の三の四第一項第一号」を「第十一條の三の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十一條の三の四及び第十一條の三の五」を「第十一條の三の三から第十一條の三の五まで」に改める。

附則第三十四條の四中「第十一條の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、」を削り、「あつて」を「あつて、」に、「第十一條の三の四第六項」を「第十一條の三の三第六項」に改める。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第六條 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の二の見出し中「高額療養費」を「一月間の高額療養費」に改め、同条第一項第一号中「から第二十九條の四まで」を、「第二十九條の三、第二十九條の四」に、「次条第六項」を「第二十九條の三第六項」に改め、同項第二号及び同条第二項中「次条第六項」を「第二十九條の三第六項」に改め、同条第四項第二号中「第四十三條の二第一項第五号」を「第四十一條の二第九項」に、「第二十九條の四の二第一項第五号において」を「次条第一項第五号において」に、「第二十九條の四の二第一項第五号及び第五項」を「第二十九條の四の三第四項を除き、以下この章」に改め、同条第五項中「次条第七項第三号」を「次条並びに第二十九條の三第七項第三号」に改め、同条第七項中「次条第八項」を「第二十九條の三第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(年間の高額療養費の支給要件及び支給額)

第二十九條の二の二 高額療養費は、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額(以下この項において「基準日世帯主等合算額」という)、第七号から第十二号までに掲げる額を合算した額(以下この項において「基準日世帯員合算額」という)又は第十三号から第十八号までに掲げる額を合算した額(以下この項において「元世帯員合算額」という)のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日世帯主等に支給するものとし、その額は、基準日世帯主等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする)に高額療養費按分率(同号に掲げる額を、基準日世帯主等合算額で除して得た率をいう)を乗じて得た額、基準日世帯員合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする)に高額療養費按分率(第七号に掲げる額を、基準日世帯員合算額で除して得た率をいう)を乗じて得た額及び元世帯員合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする)に高額療養費按分率(第十三号に掲げる額を、元世帯員合算額で除して得た率をいう)を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日世帯主等が基準日(計算期間(毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ)の末日をいう。以下同じ)において法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者又はこれに相当する者である場合は、この限りでない。

一 計算期間(基準日において当該保険者の国民健康保険の世帯主等(市町村が行う国民健康保険にあっては当該国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主をいい、国民健康保険組合が行う国民健康保険にあっては当該国民健康保険組合の組合員をいう。以下同じ)である者(以下この条並びに第二十九條の四の二第一項、第二項、第五項及び第七項において「基準日世帯主等」という)が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る)において、当該基

準日世帯主等が当該保険者の被保険者(法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く)として受けた外来療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ)(法第五十五條第一項の規定による保険給付に係る外来療養(以下この条において「継続給付に係る外来療養」という)を含む)に係る次に掲げる額の合算額(前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該基準日世帯主等に係る支給額を控除した額とする)。

イ 当該外来療養(特定給付対象療養を除く)に係る前条第一項第一号イからへまでに掲げる額を合算した額

ロ 当該外来療養(特定給付対象療養に限る)について、当該者がなお負担すべき額

二 計算期間(基準日において当該保険者の被保険者である基準日世帯主等が他の保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る)において、当該基準日世帯主等が当該他の保険者の被保険者(法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む)に係る前号に規定する合算額

三 計算期間(基準日世帯員(基準日において基準日世帯主等と同一の世帯に属する世帯員をいう。以下この条並びに第二十九條の四の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む)、第三項及び第五項において同じ)が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、当該基準日世帯主等が当該基準日世帯員の世帯員であつた間に限る)において、当該基準日世帯主等が当該保険者の被保険者(法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む)に係る第一号に規定する合算額

四 計算期間(基準日世帯員が他の保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、基準日世帯主等が当該基準日世帯員の世帯員であつた間に限る)において、当該基準日世帯主等が当該他の保険者の被保険者(法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む)に係る第一号に規定する合算額

五 計算期間(基準日において当該保険者の被保険者である基準日世帯主等が被用者保険被保険者等の被用者保険被保険者等(被用者保険被保険者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。以下同じ)であつた間に限る)において、当該基準日世帯主等が当該被用者保険被保険者等の被用者保険被保険者等(法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く)として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

六 計算期間(基準日世帯員が被用者保険被保険者等(高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く)の被用者保険被保険者等(後期高齢者医療の被保険者を除く)であり、かつ、基準日世帯主等が当該基準日世帯員の被扶養者であつた間に限る)において、当該基準日世帯主等が当該被用者保険被保険者等の被用者保険被保険者等の被扶養者(法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く)として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

七 計算期間(基準日世帯主等が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、基準日世帯員が当該基準日世帯主等の世帯員であつた間に限る)において、当該基準日世帯員が当該保険者の被保険者(法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む)に係る第一号に規定する合算額

八 計算期間(基準日において当該保険者の被保険者である基準日世帯主等が他の保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、基準日世帯員が当該基準日世帯主等の世帯員であつた間に限る)において、当該基準日世帯員が当該他の保険者の被保険者(法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む)に係る第一号に規定する合算額

九 計算期間(基準日世帯員が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る)において、当該基準日世帯員が当該保険者の被保険者(法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む)に係る第一号に規定する合算額

十 計算期間（基準日世帯員が他の保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員が当該他の保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十一 計算期間（基準日において当該保険者の被保険者である基準日世帯主等が被用者保険保険者等（高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被用者保険被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日世帯員が当該基準日世帯主等の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員が当該被用者保険保険者等の被用者保険被保険者等の被扶養者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十二 計算期間（基準日世帯員が被用者保険保険者等の被用者保険被保険者等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員が当該被用者保険保険者等の被用者保険被保険者等（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十三 計算期間（基準日世帯主等が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、当該基準日世帯主等の世帯員であつた者（基準日世帯員を除く。）が当該基準日世帯主等の世帯員であつた間に限る。）において、当該基準日世帯主等の世帯員であつた者（基準日世帯員を除く。）が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十四 計算期間（基準日において当該保険者の被保険者である基準日世帯主等が他の保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、当該基準日世帯主等の世帯員であつた間に限る。）において、当該基準日世帯主等の世帯員であつた者（基準日世帯員を除く。）が当該他の保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十五 計算期間（基準日世帯員が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、当該基準日世帯員であつた者（基準日世帯主等を除く。）が当該基準日世帯員の世帯員であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員の世帯員であつた者（基準日世帯主等を除く。）が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十六 計算期間（基準日世帯員が他の保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、当該基準日世帯員の世帯員であつた者（基準日世帯主等を除く。）が当該基準日世帯員の世帯員であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員の世帯員であつた者（基準日世帯主等を除く。）が当該他の保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十七 計算期間（基準日において当該保険者の被保険者である基準日世帯主等が被用者保険保険者等（高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被用者保険被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日世帯主等の被扶養者であつた者（基準日世帯員を除く。）が当該基準日世帯主等の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日世帯主等の被扶養者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十八 計算期間（基準日世帯員が被用者保険被保険者等（高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被用者保険被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日世帯員が当該被用者保険被保険者等の被用者保険被保険者等の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員が当該被用者保険被保険者等の被扶養者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

第一項	第一項ただし書	（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をい）以下同	第十三号に掲げる	第七号に掲げる	第二号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をい）以下同（第三項に規定する者が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る。）において、当該第三項に規定する者が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）である場合を除く。）として受けた外来療養に係る
	第一項第一号	（が当該保険者）	第十四号に掲げる額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る。）において、当該第三項に規定する者が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）である場合を除く。）として受けた外来療養に係る	第八号に掲げる額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る。）において、当該第三項に規定する者が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）である場合を除く。）として受けた外来療養に係る	第三項に規定する者が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）である場合を除く。）として受けた外来療養に係る

十八 計算期間（基準日世帯員が被用者保険被保険者等（高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被用者保険被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日世帯員が当該被用者保険被保険者等の被用者保険被保険者等の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日世帯員が当該被用者保険被保険者等の被扶養者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

第一項第十七号	当該保険者	基準日保険者
第一項第十六号	他の 当該保険者の被保険者	基準日保険者以外の 基準日保険者の被保険者
第一項第十五号	当該保険者の国民健康 保険の世帯主等	基準日保険者の国民健康 保険の世帯主等
第一項第十四号	当該他の が他の 当該保険者	当該基準日保険者以外の が当該基準日保険者以外の
第一項第十三号	当該保険者の国民健康 保険の世帯主等	基準日保険者の国民健康 保険の世帯主等
第一項第十二号	当該保険者	基準日保険者
第一項第十号	他の 当該保険者の被保険者	基準日保険者以外の 基準日保険者の被保険者
第一項第九号	当該他の 当該保険者の国民健康 保険の世帯主等	当該基準日保険者以外の 基準日保険者の国民健康 保険の世帯主等
第一項第八号	当該保険者	基準日保険者
第一項第七号	当該保険者の国民健康 保険の世帯主等	基準日保険者の国民健康 保険の世帯主等
第一項第六号	当該保険者	基準日保険者
第一項第五号	他の 当該保険者の被保険者	基準日保険者以外の 基準日保険者の被保険者
第一項第四号	（が当該保険者 当該保険者の被保険者	（が基準日保険者 基準日保険者の被保険者
第一項第三号	当該他の が他の 当該保険者	当該基準日保険者以外の が当該基準日保険者以外の
第一項第二号	当該保険者	基準日保険者

第一項第十七号	当該保険者	基準日保険者	<p>4 第一項の規定は、計算期間において当該保険者の国民健康保険の世帯主等であった者（基準日において他の保険者の国民健康保険の世帯主等の世帯員である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
第一項第十六号	他の 当該保険者の被保険者	基準日保険者以外の 基準日保険者の被保険者	
第一項第十五号	当該保険者の国民健康 保険の世帯主等	基準日保険者の国民健康 保険の世帯主等	
第一項第十四号	当該他の が他の 当該保険者	当該基準日保険者以外の が当該基準日保険者以外の	
第一項第十三号	当該保険者の国民健康 保険の世帯主等	基準日保険者の国民健康 保険の世帯主等	
第一項第十二号	当該保険者	基準日保険者	
第一項第十号	他の 当該保険者の被保険者	基準日保険者以外の 基準日保険者の被保険者	
第一項第九号	当該他の 当該保険者の国民健康 保険の世帯主等	当該基準日保険者以外の 基準日保険者の国民健康 保険の世帯主等	
第一項第八号	当該保険者	基準日保険者	
第一項第七号	当該保険者の国民健康 保険の世帯主等	基準日保険者の国民健康 保険の世帯主等	
第一項第六号	当該保険者	基準日保険者	
第一項第五号	他の 当該保険者の被保険者	基準日保険者以外の 基準日保険者の被保険者	
第一項第四号	（が当該保険者 当該保険者の被保険者	（が基準日保険者 基準日保険者の被保険者	
第一項第三号	当該他の が他の 当該保険者	当該基準日保険者以外の が当該基準日保険者以外の	
第一項第二号	当該保険者	基準日保険者	
第一項第一号	（が当該保険者 当該保険者の被保険者	（が当該他の保険者（以下この項において「基準日 保険者」という。） 当該保険者の被保険者	
第一項ただし	（毎年八月一日から翌 年七月三十一日までの 期間をいう。以下同 じ）の末日	の末日	
第十三号に掲げる	第十三号に掲げる	第十六号に掲げる額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該保険者の国民健康保険の世帯主等である者）かつ、当該基準日世帯主等を除く（当該基準日世帯員である者）の世帯員であつた者（当該基準日世帯主等を除く）が当該項に規定する者（当該基準日世帯員を除く）が当該項に規定する者（当該基準日世帯員を除く）として受けた第十六号に規定する外来療養に係る	
第七号に掲げる	第七号に掲げる	第十号に掲げる額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る）において、当該第四項に規定する者が当該項に規定する者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く）として受けた第十号に規定する外来療養に係る	
同号に掲げる	同号に掲げる	第四号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ）（第四項に規定する者が当該保険者の第一号に規定する国民健康保険の世帯主等であり、かつ、同号に規定する基準日世帯主等）において、当該基準日世帯主等が当該項に規定する者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く）として受けた第四号に規定する外来療養に係る	

と、「を」と、同項ただし書中「に改め、から」を削り、同条第四項中「行う」を削り、「同号」を「第一号」に、「として受けた療養（同号）」を「として受けた療養（第一号）」に、「当該保険者」とあるのは、「他の保険者」と、それぞれ当該保険者」とあるのは「それぞれ当該他の保険者」と、「において当該保険者」とあるのは「において当該他の保険者」と、「継続して当該保険者」とあるのは「継続して当該他の保険者」と、「における当該保険者」とあるのは「における当該他の保険者」と、「同項第一号中「基準日世帯主等」とあるのは「他の保険者の国民健康保険の世帯主等である者（基準日において当該他の保険者の国民健康保険の世帯主等である者に限る。以下この項及び次項において「基準日世帯主等」という。）」と、「保険者」とあるのは「他の保険者（以下この項において「基準日世帯主等」という。）」と、同項第二号中「他の」とあるのは「基準日世帯主等」と同一の世帯に属する世帯員をいう。以下この項において同じ。」と、「当該保険者」とあるのは「基準日世帯主等」と、同項第四号中「他の」とあるのは「基準日世帯主等以外の」と改め、同条第五項中「行う」を削り、「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改め、同条第六項中「七十歳以上介護合算按分率」を「七十歳以上介護合算按分率」に改め、「行う」を削り、同条第七項中「行う」を削り、「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改める。

第二十九条の四の三第三項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項の表中「健康保険法第三項第二項に規定する」及び「（以下この項において「日雇特別被保険者」という。）」を削り、「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に、「自衛官等（以下この項）を「自衛官等（以下この表）」に改める。

第二十九条の四の四第二項中「以後の」の下に「当該」を加え、高齢者医療確保法第七條第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者を「医療保険加入者」に改める。
 附則第一条の三の見出し中「指定組合」を「被用者保険等保険者である組合」に改め、同条中「法附則第十条第三項」を「高齢者医療確保法第七條第三項」に、「指定組合」を「被用者保険等保険者である組合」に改め、「及び第二十条第五項」を削り、「拠出金及び日雇拠出金」との下に、「第二十條第五項中「及び健康保険法」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」とを加える。

附則第一条の四中「指定組合」を「被用者保険等保険者である組合」に改める。
 （地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）
 第七條 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の二を削る。
 第二十三条の三の三の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第一項第一号中「から第二十三条の三の五まで」を「第二十三条の三の四、第二十三条の三の五」に、「次条第五項」を「第二十三条の三の四第五項」に改め、同項第二号中「この条及び第二十三条の三の六において」を削り、「次条第五項」を「第二十三条の三の四第五項」に改め、同条第二項中「次条第五項」を「第二十三条の三の四第五項」に改め、同条第五項中「この項並びに次条第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号において」を削り、同条第七項中「次条第七項」を「第二十三条の三の四第七項」に改め、同条を第二十三条の三の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条の三の三 高額療養費は、第一号から第六号までに掲げる金額を合算した金額（以下この項において「基準日組合員合算額」という。）第七号から第十二号までに掲げる金額を合算した金額（以下この項において「基準日被扶養者合算額」という。）又は第十三号から第十八号までに掲げる金額を合算した金額（以下この項において「元被扶養者合算額」という。）のいづれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、基準日組合員合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（同号に掲げる金額を、基準日組合員合算額で除して得

た率をいう。）を乗じて得た金額、基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第七号に掲げる金額を、基準日被扶養者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額及び元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第十三号に掲げる金額を、元被扶養者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額の合算額とする。ただし、当該基準日組合員が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいふ。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において法第五十七條第二項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一 計算期間（基準日において当該組合の組合員である者（以下この条並びに第二十三条の三の六第一項、第二項、第五項及び第七項において「基準日組合員」という。）が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該組合の組合員（法第五十七條第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）（法第六十一條第一項又は第二項の規定による給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該基準日組合員に係る支給額を控除した金額とし、法第五十四條に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該基準日組合員に係る当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）
 イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからへまでに掲げる金額を合算した金額
 ロ 当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該外来療養を受けた者がなお負担すべき金額

二 計算期間（基準日組合員が他の組合の組合員であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該他の組合の組合員（法第五十七條第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日組合員の被扶養者（基準日において当該組合の組合員の被扶養者である者に限る。以下この条並びに第二十三条の三の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項において「基準日被扶養者」という。）が当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十九條第二項第一号二の規定が適用される場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四 計算期間（基準日被扶養者が他の組合の組合員であり、かつ、基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該他の組合の組合員の被扶養者（法第五十九條第二項第一号二の規定が適用される場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

五 計算期間（基準日組合員が保険者等の被保険者等であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該保険者等の被保険者等（法第五十七條第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額

六 計算期間（基準日被扶養者が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日組合員が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（法第五十九條第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額

七 計算期間（基準日組合員が当該組合の組合員であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

八 計算期間（基準日組合員が他の組合の組合員であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該他の組合の組合員の被扶養者（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

九 計算期間（基準日被扶養者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合の組合員（法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十 計算期間（基準日被扶養者が他の組合の組合員であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該他の組合の組合員（法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十一 計算期間（基準日組合員が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額

十二 計算期間（基準日被扶養者が保険者等の被保険者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該保険者等の被保険者等（法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額

十三 計算期間（基準日組合員が当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日組合員の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員の被扶養者（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十四 計算期間（基準日組合員が他の組合の組合員であり、かつ、当該基準日組合員の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日組合員の被扶養者（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十五 計算期間（基準日被扶養者が当該組合の組合員であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日組合員を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十六 計算期間（基準日被扶養者が他の組合の組合員であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日組合員を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十七 計算期間（基準日組合員が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日組合員の被扶養者等であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日組合員の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日組合員の被扶養者等であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該保険者等の被保険者等の被扶養者等（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額

十八 計算期間（基準日被扶養者が保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日組合員を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者等（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額

2 前項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日被扶養者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号」とあるのは「第三号」と、「（第七号）」とあるのは「（第九号）」と、「（第十三号）」とあるのは「（第十五号）」と、同項ただし書中「第五十七条第二項第三号」とあるのは「第五十九条第二項第一号二」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において他の組合の組合員である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同号に掲げる	第七号に掲げる
第一項ただし書（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日	第二号に掲げる金額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）第三項に規定する者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該第三項に規定する者が当該組合の組合員（法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る	第八号に掲げる金額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、第三号に規定する基準日被扶養者が当該組合の組合員の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第八号に規定する外来療養に係る
の末日	第十四号に掲げる金額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該同項に規定する者の被扶養者（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた第十四号に規定する外来療養に係る	第十四号に掲げる金額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該同項に規定する者の被扶養者（法第五十九条第二項第一号二の規定が適用される者）に相当する者である場合を除く。）として受けた第十四号に規定する外来療養に係る

4 第一項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において他の組合の組合員の被扶養者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	（が当該組合） において当該	（が当該他の組合（以下この項において「基準日組合」という。）
第一項第二号	組合の組合員（	基準日組合以外の組合員（
第一項第三号	他の	基準日組合以外の
第一項第四号	において当該組合	において基準日組合
第一項第五号	が当該組合	が当該基準日組合
第一項第六号	他の	基準日組合以外の
第一項第七号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
第一項第八号	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第九号	他の	基準日組合以外の
第一項第十号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
第一項第十号	他の	基準日組合以外の
第一項第十三号	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十四号	他の	基準日組合以外の
第一項第十五号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
第一項第十六号	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第十六号	他の	基準日組合以外の

第一項第一号	（が当該組合） において当該	（が当該他の組合（以下この項において「基準日組合」という。）
第一項第二号	組合の組合員（	基準日組合以外の組合員（
第一項第三号	他の	基準日組合以外の
第一項第四号	において当該組合	において基準日組合
第一項第五号	が当該組合	が当該基準日組合
第一項第六号	他の	基準日組合以外の
第一項第七号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
第一項第八号	組合の組合員の	基準日組合の組合員の
第一項第九号	他の	基準日組合以外の
第一項第十号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
第一項第十号	組合の組合員（	基準日組合の組合員（
第一項第十号	他の	基準日組合以外の
第一項第十号	当該組合の組合員で	基準日組合の組合員で
第一項第十号	組合の組合員の	基準日組合の組合員の

第一項ただし
（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日

の末日
（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日

第七号に掲げる
第十号に掲げる金額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該組合の組合員であつた間に限り、（法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十号に規定する外来療養に係る

第十六号に掲げる金額のうち、計算期間（第四項に規定する者が当該組合の組合員であり、かつ、当該項に規定する者が当該組合の組合員であつた間に限り、（法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十号に規定する外来療養に係る

「基準日組合員」という。）、と、「組合の」とあるのは「他の組合（以下この項において「基準日組合」という。）の」と、同項第二号中「他の」とあるのは「基準日組合以外の」と、同項第三号中「基準日被扶養者が計算期間」とあるのは「基準日組合員の被扶養者（基準日において基準日組合の組合員の被扶養者である者に限る。以下この項において「基準日被扶養者」という。）が計算期間」と「組合の」とあるのは「基準日組合の」と、同項第四号中「他の」とあるのは「基準日組合以外の」とに改め、第四項において準用する」を削り、同条第五項中「被保険者等である者（基準日において）を「被保険者等（」に、「である者を除く。以下この項において同じ。）」を「を（を）除く。）」である者に改める。

第二十三条の三の七第三項及び第四項中「読み替えて」を削り、同条第五項の表中「自衛官等（以下この項を「自衛官等（以下この表）」に、「私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「私学共済制度の加入者」に改め、「健康保険法第三条第二項に規定する」及び「（以下この項において「日雇特例被保険者」という。）」を削り、「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に、「当該世帯主等」及び「当該者」を「当該国民健康保険の世帯主等」に改める。

第二十三条の三の八第一項中「以後の」の下に「当該」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律第七條第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者」を「医療保険加入者」に改める。附則第五十二條の五の二中「第二十三條の三の第一項第二号に規定する特定給付対象療養をい」を削り、「あつて」を「あつて、」に、「第二十三條の三の第六項」を「第二十三條の三の第二項第六項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）
第八条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第二項中「次条」を「第十五条」に改め、同条第三項中「次条第四項第二号」を「次条、第十五条第四項第二号」に改め、同条第五項中「次条第五項」を「第十五条第五項」に改め、同条第七項中「次条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。
 （年間の高額療養費の支給要件及び支給額）
第十四条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被保険者合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、基準日被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額に高額療養費按分率（同号に掲げる額を、基準日被保険者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日被保険者が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一 計算期間（基準日において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者である者（以下この条並びに第十六条の二第一項、第二項及び第四項において「基準日被保険者」という。）が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第三項まで又は第七号の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

- イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからヌまでに掲げる額を合算した額
- ロ 当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該者がなお負担すべき額
- 二 計算期間（基準日被保険者が他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日被保険者が組合等の組合員等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。次号において同じ。）について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 計算期間（基準日世帯被保険者（基準日において基準日被保険者と同一の世帯に属する被保険者をいう。以下この項及び第三項並びに第十六条の二第一項において同じ。）（基準日被保険者を除く。以下この項及び第三項において同じ。）が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた者（基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同号に掲げる	第二号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に限る。）において、当該次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第二号に規定する外来療養に係る
第一項ただし書	（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日	の末日
第一項第一号	において当該療広域連合の被保険者（後期高齢者医療広域連合の被保険者）	において他の基準日後期高齢者医療広域連合以外の基準日後期高齢者医療広域連合以外の
第一項第二号	他の	基準日後期高齢者医療広域連合以外の

3 計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた者（基準日において組合等の組合員等（第六項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて被保険者である者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日組合員等」という。）に対する高額療養費は、第一号に掲げる額が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、第二号に掲げる額に第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日組合員等が基準日において法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

一 基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該基準日組合員等の被扶養者等である者をいう。第三号において同じ。）を基準日世帯被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額を合算した額（次号及び第三号において「基準日組合員等合算額」という。）

に、「健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者」を「第十四条の二第七項に規定する被扶養者等」に改め、「の合算額」を削り、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「同号に」を「第二号に」に、「同号に規定する合算額」を「第一号に規定する合算額に」、「当該後期高齢者医療広域連合が」とあるのは「他の後期高齢者医療広域連合が」と、「当該」を「同項第一号中「基準日世帯被保険者」とあるのは「基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者（以下この条において「基準日被保険者」という。）が基準日において属する世帯の当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者（以下この条において「基準日世帯被保険者」という。）と」、「の」とあるのは「当該」を「の」とあるのは「の」と、「他の後期高齢者医療広域連合」を「次号において「基準日世帯被保険者」という。」の」と、「同項第二号中「他の」に、「当該他の後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合」を「基準日後期高齢者医療広域連合以外の」に、「前項第一号に掲げる額」とあるのは「第三項」を「前項第一号に掲げる額」とあるのは「次項」に改め、同条第四項中「組合員等である者（基準日において）」を「組合員等（以下この項において同じ。）」を「」である者」に改める。

第十六条の三第一項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項の表中「健康保険法第三條第二項に規定する」及び「（以下この項において「日雇特別被保険者」という。）」を削り、「第四十四條第二項」を「第四十四條第五項」に、「第四十四條第四項」を「第四十四條第七項」に、「自衛官等（以下この項）」を「自衛官等（以下この項）」に、「当該世帯主等」及び「当該者」を「当該国民健康保険の世帯主等」に改める。

第十六条の四第一項中「以後の」の下に「当該」を加え、「被保険者又は法第七条第四項に規定する加入者」を「医療保険加入者」に改める。

附則

（施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十三條第十一項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは「当該日」とする。

第三条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第四条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第十條第十一項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは「当該日」とする。

第五条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第六条 第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（附則第八條において「新国共済令」という。）第十一條の三の六第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは「喪失した日」とする。

第七条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第八条 新国共済令第十一條の三の六第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは「喪失した日」とする。

第九条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第十条 第六条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九條の四第八項に規定する国民健康保険の世帯主等でなくなった日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは「当該日」とする。

第十一条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第十二条 第七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の五第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは「喪失した日」とする。

第十三条 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第十四条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條第七項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは「当該日」とする。

第十五条 施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）
 第十六条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第十八号中「第十一條の三の四第八項」を「第十一條の三の三第八項」に改め、同條第十九号中「第二十三條の三の三第八項」を「第二十三條の三の二第八項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）
 第十七条 次に掲げる政令の規定中「第四十三條の二第一項第五号」を「第四十一條の二第九項」に改める。

一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第二十二條の三第二項第七号ロ

二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の三第二項第七号ロ

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）
 第十八條 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四百号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の」を削り、「第四十三條の二第一項第一号（同令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）」を「第四十一條の二第一項ただし書」に、「第四十四條第四項」を「第四十四條第七項」に改める。

附則第三條中「第二条の規定による改正後の」を削り、「第十一條第一項第一号」を「第八条の二第一項ただし書」に改める。

総務大臣 高市 早苗
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 松野 博一
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 防衛大臣 稲田 朋美
 内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第二項（同法第百十五條の二第二項及び第百四十九條において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三條第二項（同法第八十四條第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七條の二第二項（同法第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四條第二項（同法第八十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令
（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>（令第四十一条の二第一項第五号、第六号、第十一号、第十二号、第十七号及び第十八号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）</p> <p>第九十九條の二 令第四十一条の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被保険者（同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。以下同じ。）が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に並び、当該期間に当該基準日被保険者が受けた外来療養（七十歳に到達する日の属する月の翌月以降の外来療養に限る。以下同じ。）に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p>		<p>（新設）</p>	
<p>日雇特例被保険者（令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下同じ。）であった期間</p>	<p>令第四十四条第二項において準用する令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額</p>		

<p>船員保険の被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。以下同じ。）であった期間</p>	<p>船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第八条の二第一項第一号に規定する合算額</p>
<p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p>
<p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額</p>
<p>私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p>
<p>令第四十一条の二第九項に規定する国民健康保険の世帯主等（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）であった期間（同条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間（令第四十一条の二第一項に規定する計算期間をいう。）における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）</p>	<p>国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額</p>
<p>高齢者医療確保法の規定による被保険者であつた期間</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十四条の二第一項第一号に規定する合算額</p>

2

令第四十一条の二第一項第六号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者（同項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

<p>3 令第四十一条の二第一項第十一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被保険者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>4 令第四十一条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>5 令第四十一条の二第一項第十七号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被保険者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者の被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。次項において同じ。）であつた者（基準日被扶養者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>6 令第四十一条の二第一項第十八号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日被保険者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>（令第四十一条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）</p> <p>第九十九条の三 令第四十一条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>	<p>日雇特例被保険者</p> <p>令第四十四条第二項において準用する令第四十一条の二第一項各号に掲げる額</p> <p>船員保険の被保険者</p> <p>船員保険法施行令第八条の二第一項各号に掲げる額</p> <p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項各号に掲げる額</p> <p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第一項各号に掲げる額</p> <p>私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項各号に掲げる額</p> <p>国民健康保険の世帯主等（国民健康保険の被保険者である者に限り、国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）</p> <p>国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項各号に掲げる額</p>
---	--

(新設)

(令第四十一条の二第六項において準用する同条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第九十九条の四 令第四十一条の二第六項において準用する同条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であった者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

日雇特例被保険者の被扶養者	令第四十四条第二項において準用する令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
船員保険の被保険者の被扶養者	船員保険法施行令第八条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等の世帯員(国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第三号に規定する世帯員をいう。)	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額

(令第四十一条の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第九十九条の五 令第四十一条の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額とする。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第一項各号に掲げる額
- 二 計算期間(基準日後期高齢者医療被保険者(令第四十一条の二第七項に規定する「基準日後期高齢者医療被保険者」をいう。以下この条において同じ。)が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。)の組合員等(同令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。)であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等(同令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。)であった者(基準日世帯被保険者(同令第十四条の二第一項第四号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下この条において同じ。)(基準日後期高齢者医療被保険者を除く。以下この条において同じ。))を除く。))が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であった者(基準日世帯被保険者を除く。))が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であった者(基準日世帯被保険者を除く。))が当該組合等(組合員等の被扶養者等(法百十条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。))として受けた外来療養について令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額の合算額

(新設)

(新設)

三 計算期間（基準日世帯被保険者が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が基準日世帯被保険者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第一百条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額の合算額

（令第四十三条第十一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日）

第百八条の二 令第四十三条第十一項の厚生労働省令で定める場合は、当該被保険者の被保険者であつた者が、計算期間（令第四十一条の二第一項に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において医療保険加入者（令第四十三条第十一項に規定する医療保険加入者をいう。第百九条の九において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第百九条 法第一百五十五条の規定により高額療養費（令第四十一条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を被保険者に提出しなければならない。

一 一三（略）

二 二三（略）

（年間の高額療養費の支給の申請等）

第百九条の二 法第一百五十五条の規定により高額療養費（令第四十一条の二第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を被保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四 申請者が計算期間における当該被保険者の被保険者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

五 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

一 令第四十一条の二第一項第二号から第十八号までに掲げる額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる額に関する証明書について、保険者が不要と認める場合における当該証明書を除く。）

二 基準日における申請者の所得区分を証する書類

（新設）

（高額療養費の支給の申請）
第百九条 法第一百五十五条の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を被保険者に提出しなければならない。

一 一三（略）

二 二三（略）

（新設）

3 第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第四十一条の二第一項に規定する基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 その他高額療養費の支給に必要な事項

4 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができる。この場合において、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第九十九条の二の二 法百十五条の規定により高額療養費（令第四十一条の二第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第四十一条の二第二項から第七項までに規定する被保険者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 基準日に加入する医療保険者の名称

四 申請者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五 申請者が計算期間における当該保険者の被保険者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

2 前項の申請書には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を添付しなければならない。

3 保険者は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 被保険者証の記号及び番号

二 申請者が計算期間において当該保険者の被保険者であつた期間

三 申請者の氏名及び生年月日

四 令第四十一条の二第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる額、計算期間（申請者が当該保険者の被保険者であつた間に限る。）において、当該申請者が当該保険者の被保険者（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該保険者の被保険者であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者（法第一百条第二項第一号の二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額

五 証明書を交付する者の名称及び所在地

六 その他必要な事項

（新設）

		第一欄	第二欄
一	日雇特例被保険者であった期間	令第四十四条第六項において準用する令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額	
二	船員保険の被保険者であった期間	船員保険法施行令第十一条第一号に規定する合算額	
三	(略)	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額	
四	(略)	(略)	

4 前項の証明書を交付した保険者は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。

5 保険者は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額療養費の額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、当該保険者の被保険者であった者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

(令第四十三条の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第百九条の二の三 令第四十三条の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日被保険者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であった間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

		第一欄	第二欄
一	日雇特例被保険者（令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第百九条の四において同じ。）であった期間	令第四十四条第三項において準用する令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額	
二	船員保険の被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第百九条の四において同じ。）であった期間	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十一条第一号に規定する合算額	
三	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下この条及び第百九条の四において「自衛官等」という。）を除く。）であった期間	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額	
四	自衛官等であった期間	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額	

(令第四十三条の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第百九条の二 令第四十三条の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において、基準日被保険者（同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。第百九条の十において同じ。）又は基準日被扶養者（同項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。第百九条の十において同じ。）が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等（同項第五号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）がその被扶養者等であった間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

五 (略)	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の六第一項第一号に規定する合算額
六 (略)	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
七 国民健康保険の世帯主等であった期間 (基準日において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。)にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であった期間を除く。)	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額
八 高齢者医療確保法の規定による被保険者であった期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

(令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第九十九条の三 令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 令第四十三条の二第一項第一号から第四号までに掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額
- イ・ロ (略)

- ハ 令第四十一条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額
- ニ (略)

五 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額
六 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
七 令第四十三条の二第一項第五号に規定する国民健康保険の世帯主等(以下この条において「国民健康保険の世帯主等」という。)であつた期間(同項第一号に規定する基準日(以下「基準日」という。)において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属するすべての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。)にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。)	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額
八 高齢者医療確保法の規定による被保険者であった期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

(令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第九十九条の三 令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 令第四十三条の二第一項第一号から第四号までに掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額
- イ 令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額(同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額)を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額は、当該支給額
- ロ 令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

- ハ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養について、法第五十三条に規定するその他の給付として令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額

<p>二 令第四十三條の二第一項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額</p>	<p>一の項 令第四十四條第五項において準用する令第四十三條の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第三項の規定により支給される高額療養費の額を令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、令第四十四條第二項又は第三項において準用する令第四十一條の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>	<p>二の項 船員保険法施行令第十一条第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第九條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第八條の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>	<p>三の項 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を同令第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲</p>
<p>二 令第四十三條の二第一項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額</p>	<p>一の項 令第四十四條第二項において準用する令第四十三條の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第三項の規定により支給される高額療養費の額を令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、令第四十四條第一項において準用する令第四十一條第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>	<p>二の項 船員保険法施行令第十一条第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第九條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>	<p>三の項 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を同令第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するため</p>

<p>る金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>四の項 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>五の項 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十三条の三の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、地方公務員等共済組合法第五十四条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>六の項 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（以下この号において「準用国共済法施行令」という。）第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（準用国共済法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して</p>
--	---	--	---

<p>の給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>四の項 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>五の項 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十三条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、地方公務員等共済組合法第五十四条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>六の項 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（以下この号において「準用国共済法施行令」という。）第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（準用国共済法施行令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して</p>
--	---	--	---

(略)	(略)	(略)	<p>一 日雇特例被保険者又はその被扶養者</p> <p>第一欄</p> <p>第二欄</p> <p>令第四十四条第五項において準用する令第四十三条の二第一項各号(令第四十四条第五項において準用する令第四十三条の二第二項各号(令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。))に掲げる額</p>	<p>三・四 (略)</p> <p>(令第四十三条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)</p> <p>第九九条の四 令第四十三条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額は、被保険者であった者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。</p>	<p>八の項</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)</p> <p>七の項</p> <p>国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号イ及びロに掲げる額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)</p> <p>の合算額(同令第二十九条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十九条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)</p>	<p>得た率をいう。)を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十九条の四の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、私立学校教職員共済法第二十条第三項に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。))に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。)</p>
-----	-----	-----	---	--	---	--

(略)	(略)	(略)	<p>一 日雇特例被保険者又はその被扶養者</p> <p>第一欄</p> <p>第二欄</p> <p>令第四十四条第二項において準用する令第四十三条の二第一項各号(令第四十四条第二項において準用する令第四十三条の二第二項各号(令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。))に掲げる額</p>	<p>三・四 (略)</p> <p>(令第四十三条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)</p> <p>第九九条の四 令第四十三条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額は、被保険者であった者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。</p>	<p>八の項</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)</p> <p>七の項</p> <p>国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号イ及びロに掲げる額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)</p> <p>の合算額(同令第二十九条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)</p>	<p>得た率をいう。)を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、私立学校教職員共済法第二十条第三項に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。))に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。)</p>
-----	-----	-----	---	--	---	--

(令第四十三條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第九條の五 令第四十三條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項	令第四十四條第五項において準用する令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)
第九條の八 令第四十三條の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第四十四條第五項において準用する令第四十三條の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特別被保険者
(略)	(略)	(略)

(令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)
第九條の九 令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該被保険者の被保険者であつた者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)
第九條の十 法第十五條の二の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を被保険者に提出しなければならない。

- 一 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者並びに介護保険者(介護保険法第三條の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間

256 (略)

(令第四十三條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第九條の五 令第四十三條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項	令第四十四條第二項において準用する令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)
第九條の八 令第四十三條の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第四十四條第二項において準用する令第四十三條の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特別被保険者
(略)	(略)	(略)

(令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)
第九條の九 令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該被保険者の被保険者であつた者が、計算期間において高齢者医療確保法第七條第四項に規定する加入者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者(以下この条において「医療保険の加入者」という。)の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)
第九條の十 法第十五條の二の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を被保険者に提出しなければならない。

- 一 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者(高齢者医療確保法第七條第二項に規定する被保険者及び高齢者医療確保法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)並びに介護保険者(介護保険法第三條の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間

256 (略)

(準用)
第三百三十四条 この章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第六十一条から第六十六条まで、第六十九条から第七十二条まで、第八十一条、第八十二条、第八十四条(第七項を除く)、第八十五条から第八十七条まで(同条第三項を除く)、第八十八条、第八十九条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項並びに第九十三条の二まで(第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項並びに第九十三条の二第三項第一号及び第二号、第四項並びに第七項を除く)、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第五十条から第九十九条まで(第五十条第三項及び第六項を除く)及び第九十二条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く)中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む)」と、「被保険者証」とあるのは「日雇特例被保険者手帳」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九九条	法第九十五条	法第九十七条
第九九条の二	令第四十三條第十一項	令第四十四條第四項
第九九条の二第二項	法第九十五条	法第九十七条
第九九条の二の二第一項	法第九十五条	法第九十七条
第九九条の二の二第二項	法第九十五条	法第九十七条
第九九条の二の二第二項から第七項まで	令第四十一條の二第二項から第七項まで	令第四十一條の二第二項及び第五項から第七項まで
(略)	(略)	(略)
第九九条の九	令第四十三條の四第一項	令第四十四條第七項
(略)	(略)	(略)

(準用)
第三百三十四条 この章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第六十一条から第六十六条まで、第六十九条から第七十二条まで、第八十一条、第八十二条、第八十四条(第七項を除く)、第八十五条から第八十七条まで(同条第三項を除く)、第八十八条、第八十九条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項並びに第九十三条の二まで(第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項並びに第九十三条の二第三項第一号及び第二号、第四項並びに第七項を除く)、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第五十条から第九十九条まで(第五十条第三項及び第六項を除く)及び第九十二条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(第八十四条第一項第九号を除く)中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む)」と、「被保険者証」とあるのは「日雇特例被保険者手帳」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九九条	法第九十五条	法第九十七条
(新設)	(新設)	(新設)
第九九条の三	令第四十三條の二第一項第一号から第四号まで	令第四十三條の二第一項第一号及び第三号
第九九条の九	令第四十三條の四第一項	令第四十四條第四項
(略)	(略)	(略)

第二條 (船員保険法施行規則の一部改正)
 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

(疾病任意継続被保険者の資格喪失の申出)
第三十二条 疾病任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号又は個人番号、氏名、生年月日並びに該当するに至った年月日を記載した申出書を協会に提出しなければならない。
 一・二 (略)
 三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「高齢者医療確保法」という。第五十条第二号の規定による認定を受けたとき。

(疾病任意継続被保険者の資格喪失の申出)
第三十二条 疾病任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号又は個人番号、氏名、生年月日並びに該当するに至った年月日を記載した申出書を協会に提出しなければならない。
 一・二 (略)
 三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条第二号の規定による認定を受けたとき。

<p>令第八条の二第七項に規定する国民健康保険の世帯主等（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）であった期間（同条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令（昭和三十三年令第</p>	<p>私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間</p>	<p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間</p>	<p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間</p>	<p>日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下同じ。）であった期間</p>	<p>健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下同じ。）であった期間</p>	<p>（令第八条の二第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） 第八十八条の二 令第八条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被保険者（同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。以下同じ。）が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者が受けた外来療養（七十歳に到達する日の属する月の翌月以降の外来療養に限る。以下同じ。）に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p>
<p>国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一号に規定する合算額</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額</p>	

（新設）

三百六十二号)第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。)にあつては、計算期間(令第八条の第二項に規定する計算期間をいう。)における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。)

高齢者医療確保法の規定による被保険者であつた期間

高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十四条の二第一項第一号に規定する合算額

2 令第八条の二第一項第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被扶養者(同項第二号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。)が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

3 令第八条の二第一項第七号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被保険者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

4 令第八条の二第一項第八号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

5 令第八条の二第一項第十一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被保険者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者の被扶養者等(同条第八項に規定する被扶養者等をいう。次項において同じ。)であつた者(基準日被扶養者を除く。)が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

6 令第八条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者(基準日被保険者を除く。)が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。
(令第八条の二第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第八十八条の三 令第八条の二第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

健康保険の被保険者	健康保険法施行令第四十一条の二第一項各号に掲げる額
日雇特例被保険者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第一項各号に掲げる額

(新設)

<p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項各号に掲げる額</p>
<p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第一項各号に掲げる額</p>
<p>私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項各号に掲げる額</p>
<p>国民健康保険の世帯主等（国民健康保険の被保険者である者に限り、国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合該当する者を除く。）</p>	<p>国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項各号に掲げる額</p>

（令第八条の二第四項において準用する同条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第八十八条の四 令第八条の二第四項において準用する同条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

<p>健康保険の被保険者の被扶養者</p>	<p>健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額</p>
<p>日雇特例被保険者の被扶養者</p>	<p>健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額</p>
<p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額</p>
<p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額</p>
<p>私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額</p>
<p>国民健康保険の世帯主等の世帯員（国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第三号に規定する世帯員をいう。）</p>	<p>国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額</p>

(新設)

(令第八条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第八十八条の五 令第八条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額とする。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第一項各号に掲げる額
- 二 計算期間（基準日後期高齢者医療被保険者（令第八条の二第五項に規定する「基準日後期高齢者医療被保険者」をいう。以下この条において同じ。）が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）の組合員等（同令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（同令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であった者（基準日世帯被保険者（同令第十四条の二第一項第四号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下この条において同じ。）（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。以下この条において同じ。）を除く。）が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であった者（基準日世帯被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第八条の二第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額の合算額
- 三 計算期間（基準日世帯被保険者が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が基準日世帯被保険者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第八条の二第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額

(令第十条第十一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)
第九十八条の二 令第十条第十一項の厚生労働省令で定める場合は、被保険者であった者が、計算期間（令第八条の二第一項に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において医療保険加入者（令第十条第十一項に規定する医療保険加入者をいう。第七十七条において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(月間の高額療養費の支給の申請)
第九十九条 法第八十三条の規定により高額療養費（令第八条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 五 (略)
- 二・三 (略)

(年間の高額療養費の支給の申請等)
第九十九条の二 法第八十三条の規定により高額療養費（令第八条の二第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
- 二 氏名、生年月日及び住所
- 三 計算期間の始期及び終期

(新設)

(新設)

(高額療養費の支給の申請)
第九十九条 法第八十三条の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 五 (略)
- 二・三 (略)

(新設)

- 四 基準日被扶養者の氏名及び生年月日
- 五 申請者が計算期間における被保険者であった間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月
- 六 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

一 令第八条の二第一項第二号から第十二号までに掲げる額に関する証明書（同項第二号、第六号又は第十号に掲げる額に関する証明書について、協会が不要と認める場合における当該証明書を除く。）

二 基準日における申請者の所得区分を証する書類

3 第一項の規定による申請書の提出を受けた協会は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第八条の二第一項に規定する基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 その他高額療養費の支給に必要な事項

4 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。」ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第九十九条の三 法第八十三条の規定により高額療養費（令第八条の二第二項から第五項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第八条の二第二項から第五項までに規定する被保険者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。ただし、第三項第三号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
- 二 氏名、生年月日及び住所
- 三 計算期間の始期及び終期
- 四 基準日に加入する医療保険者の名称
- 五 申請者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日
- 六 申請者が計算期間における被保険者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

（新設）

2 前項の申請書には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を添付しなければならない。

3 協会は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 被保険者証の記号及び番号並びに氏名及び生年月日

二 申請者が計算期間において被保険者であった期間

三 令第八条の二第一項第二号、第六号若しくは第十号に掲げる額、計算期間（申請者が被保険者であった間に限る。）において、当該申請者が被保険者（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第八条の二第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が被保険者であり、かつ、当該申請者の被扶養者であった者が当該申請者の被扶養者であった間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であった者が被扶養者（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第八条の二第一項第一号に規定する合算額

四 証明書を交付する者の名称及び所在地

五 その他必要な事項

4 前項の証明書を交付した協会は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第四号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5 協会は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額療養費等の額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、被保険者であった者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

（令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百条 令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日被保険者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であった間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

第一欄	第二欄
健康保険の被保険者であった期間	(略)

（令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百条 令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において、基準日被保険者（同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。第百九条第一項において同じ。）又は基準日被扶養者（令第十一条第一項第二号に規定する基準日被扶養者をいう。第百九条第一項において同じ。）が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等（令第十一条第一項第三号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）がその被扶養者等であった間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

第一欄	第二欄
健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第百三条において同じ。）であった期間	健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額

二	日雇特例被保険者であった期間 健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
三	(略) 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
四	(略)
五	(略) 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額
六	(略) 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
七	国民健康保険の世帯主等であった期間(基準日において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。)にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であった期間を除く。)
八	(略) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

二	日雇特例被保険者(健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第百三条において同じ。)であった期間 健康保険法施行令第四十四条第三項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
三	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七条の三第一項に規定する自衛官等(以下「自衛官等」という。)を除く。)であった期間 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
四	自衛官等であった期間 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号に規定する合算額
五	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額
六	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
七	令第十一条第一項第三号に規定する国民健康保険の世帯主等(以下この条において「国民健康保険の世帯主等」という。)であった期間(同項第一号に規定する基準日(以下「基準日」という。)において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属するすべての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令(昭和三十三年令第三百六十二号)第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。)にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であった期間を除く。)
八	高齢者医療確保法の規定による被保険者であった期間 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

<p>二の項 健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の第二項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条</p>	<p>一の項 健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定するその他の給付として同号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減する為の金品が支給される場合にあっては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>（令第十一条第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） 第百一条 令第十一条第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 令第十一条第一号及び第二号に掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額 イ・ロ（略） 二 令第十一条第一項第三号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額</p>
<p>二の項 健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の第二項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条</p>	<p>一の項 健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定するその他の給付として同号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減する為の金品が支給される場合にあっては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>（令第十一条第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） 第百一条 令第十一条第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 令第十一条第一号及び第二号に掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額 イ 令第八条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額 ロ 令第八条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額 二 令第十一条第一項第三号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額</p>

<p>五の項 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六の第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）の合算額（同令第二十三条の三の第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定</p>	<p>四の項 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四の第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）の合算額（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三の第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同令第十一条の三の六の二の第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>三の項 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二の第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）の合算額（同令第十一条の三の三の第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、令第四十四条第二項又は第二項において準用する令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>
--	---	---	---

<p>五の項 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六の第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）の合算額（同令第二十三条の三の三の第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定</p>	<p>四の項 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四の第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）の合算額（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同令第十一条の三の六の二の第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>三の項 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二の第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）の合算額（同令第十一条の三の四の第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>
--	---	--	--

(令第十一条第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第二百二条 令第十一条第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であった者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

	第一欄	第二欄
一	(略)	(略)
二	(略)	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号(同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に掲げる額
(略)	(略)	(略)

(令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第二百三条 令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)

第二百六条 令第十二条第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(令第十一条第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第二百二条 令第十一条第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であった者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

	第一欄	第二欄
一	健康保険の被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十三条の二第一項各号(同条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる額
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項各号(同令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に掲げる額
(略)	(略)	(略)

(令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第二百三条 令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項	健康保険法施行令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
二の項	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)

第二百六条 令第十二条第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法施行令第四十三條の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
-------------------------	-----------	--

健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の三第一項及び第二項

(略)	(略)	(略)
次条第一項	第四十四條第七項	船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者(第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特例被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者

(令第十三条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

第七百七条 令第十三条第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該被保険者の被保険者であつた者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第十三条第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第八百八条 法第八十四条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者並びに介護保険者(介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間

二〇六 (略)

(法第五十三條の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)

第二百十九條 法第五十三條の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一〇一 (略)

十二 高齢者医療確保法第百三十八條

十三・十四 (略)

十五 介護保険法第六十八條及び第二百三條

十六・十九 (略)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第三条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

健康保険法施行令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の三第一項及び第二項

(略)	(略)	(略)
次条第一項	第四十四條第四項	次の各号に掲げる者 船員保険法施行令第十一条第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者(第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特例被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者

(令第十三条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

第七百七条 令第十三条第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該被保険者の被保険者であつた者が、計算期間において高齢者医療確保法第七條第四項に規定する加入者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者(以下この条において「医療保険の加入者」という。)の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十三条第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第八百八条 法第八十四条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者(高齢者医療確保法第七條第二項に規定する保険者及び同法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)並びに介護保険者(介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間

二〇六 (略)

(法第五十三條の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定)

第二百十九條 法第五十三條の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの(当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。)とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一〇一 (略)

十二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十八條

十三・十四 (略)

十五 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第六十八條及び第二百三條

十六・十九 (略)

		改正後		改正前	
<p>高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者であった期間</p>	<p>私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間</p>	<p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間</p>	<p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間</p>	<p>船員保険の被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。以下同じ。）であった期間</p>	<p>日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下同じ。）であった期間</p>
<p>高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者の二第二項第一号に規定する合算額</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第八条の二第二項第一号に規定する合算額</p>	<p>健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項第一号に規定する合算額</p>
<p>（令第二十九条の二の二第一項第五号、第六号、第十一号、第十二号、第十七号及び第十八号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） 第二十七条の十三の二 令第二十九条の二の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯主等（同項第一号に規定する基準日世帯主等をいう。以下同じ。）が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日世帯主等が受けた外来療養（七十歳に到達する日の属する月の翌月以降の外来療養に限る。以下同じ。）に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下同じ。）であった期間</p> <p>健康保険法施行令第四十一条の二第二項第一号に規定する合算額</p>					
<p>(新設)</p>					

- 2 令第二十九条の二の二第一項第六号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯員（同項第三号に規定する基準日世帯員をいう。以下同じ。）が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日世帯主等が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。
- 3 令第二十九条の二の二第一項第十一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯主等が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日世帯員が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。
- 4 令第二十九条の二の二第一項第十二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯員が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日世帯員が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。
- 5 令第二十九条の二の二第一項第十七号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯主等が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日世帯主等の被扶養者（令第二十九条の二第四項第二号に規定する被扶養者をいう。次項及び第二十七条の十八において同じ。）であつた者（基準日世帯員を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。
- 6 令第二十九条の二の二第一項第十八号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯員が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日世帯員の被扶養者であつた者（基準日世帯主等を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。
 （令第二十九条の二の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）
 第二十七条の十三の三 令第二十九条の二の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、国民健康保険の世帯主等（同条第一項第一号に規定する国民健康保険の世帯主等をいう。以下同じ。）であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

健康保険の被保険者	健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
日雇特例被保険者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第一項各号に掲げる額
船員保険の被保険者	船員保険法施行令第八条の二第一項各号に掲げる額
国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項各号に掲げる額
地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第一項各号に掲げる額
私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第四十一条の三の四第一項各号に掲げる額

(新設)

(令第二十九条の二の二第六項において準用する同条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第二十七条の十三の四 令第二十九条の二の二第六項において準用する同条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、国民健康保険の世帯主等であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

健康保険の被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
日雇特例被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
船員保険の被保険者の被扶養者	船員保険法施行令第八条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額

(令第二十九条の二の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第二十七条の十三の五 令第二十九条の二の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額とする。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第一項各号に掲げる額
- 二 計算期間(基準日後期高齢者医療被保険者(令第二十九条の二の二第七項に規定する「基準日後期高齢者医療被保険者」をいう。以下この条において同じ。)が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。)の組合員等(同令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。))であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等(同令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。))であつた者(基準日世帯被保険者(同令第十四条の二第一項第四号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下この条において同じ。))が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた間(に限る。))において、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた者(基準日世帯被保険者を除く。))が当該組合等の組合員等の被扶養者等(法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。))として受けた外来療養について令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額の合算額

(新設)

(新設)

三 計算期間（基準日世帯被保険者が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額の合算額

（令第二十九条の四第八項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日）

第二十七条の十三の六 令第二十九条の四第八項の厚生労働省令で定める場合は、当該被保険者の国民健康保険の世帯主等であつた者が、計算期間（令第二十九条の二の二第一項に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において医療保険加入者（令第二十九条の四第八項に規定する医療保険加入者をいう。第二十七条の二十五において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

（月間の高額療養費の支給申請）

第二十七条の十六 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十七条の二の規定により高額療養費（令第二十九条の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条及び次条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を被保険者に提出しなければならない。

一 一三（略）

二 二四（略）

（年間の高額療養費の支給申請等）

第二十七条の十七の二 基準日世帯主等（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の二の規定により高額療養費（令第二十九条の二の二第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を被保険者に提出しなければならない。

一 申請者及び基準日世帯員の氏名、生年月日及び個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者が計算期間における当該被保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

四 申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第二項に規定する保険者及び同法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

五 被保険者証の記号番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。保険者は、第二号に掲げる所得区分を証する書類は、当該所得区分を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第二十九条の二の二第一項第二号、第四号から第八号まで、第十号から第十四号まで及び第十六号から第十八号までに掲げる額に関する証明書

二 基準日における申請者の所得区分を証する書類

（新設）

（高額療養費の支給申請）
第二十七条の十六 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十七条の二の規定により高額療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を被保険者に提出しなければならない。

一 一三（略）

二 二四（略）

（新設）

3 保険者は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、前項第一号の証明書を交付した者に対し、次に掲げる事項を遅滞なく通知しなければならない。

- 一 当該申請者に適用される令第二十九条の二の二第二項に規定する基準日世帯主等合算額、基準日世帯員合算額及び元世帯員合算額
- 二 その他高額療養費の支給に必要な事項

4 精算対象者（計算期間の途中で死亡した世帯員（令第二十九条の二の二第八項に規定する世帯員をいう。次条、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十七において同じ。）その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）と当該死亡した日その他これに準ずる日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主等は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した世帯員（令第二十九条の二の二第八項に規定する世帯員をいう。）その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等）

第二十七条の十七の三 令第二十九条の二の二第二項から第七項までに規定する国民健康保険の世帯主等であつた者（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の二の規定により高額療養費（令第二十九条の二の二第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。ただし、第三項第三号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

- 一 申請者及び計算期間においてその世帯員であつた者の氏名、生年月日及び個人番号
- 二 計算期間の始期及び終期
- 三 基準日に加入する医療保険者の名称
- 四 申請者が計算期間における当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月
- 五 被保険者証の記号番号

2 前項の申請書には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を添付しなければならない。

3 保険者は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、申請者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（令第二十九条の二の二第二項第三号、第九号及び第十五号に掲げる額に関する証明書を除く。）を交付しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び生年月日
- 二 申請者が計算期間において当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた期間
- 三 計算期間（申請者が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る。）において、当該申請者が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十九条の二の二第二項第一号に規定する

（新設）

合算額又は計算期間（申請者が当該保険者の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、当該申請者の世帯員であつた者が当該申請者の世帯員であつた間に限る。）において、当該申請者の世帯員であつた者が当該保険者の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額

四 当該保険者の名称及び所在地

五 被保険者証の記号番号

六 その他必要な事項

4 前項の証明書を交付した保険者は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5 保険者は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額療養費の額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該者に対し、当該証明書を交付しなければならない。

（令第二十九条の四の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十八 令第二十九条の四の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日において被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

第一欄	第二欄
一 健康保険の被保険者であつた期間	(略)
二 日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額

（令第二十九条の四の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十八 令第二十九条の四の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において、基準日（同項第一号に規定する基準日世帯主等をいう。以下同じ。）において被保険者である基準日世帯主等（同項第一号に規定する基準日世帯員をいう。第二十七条の二六において同じ。）又は基準日世帯員（同項第三号に規定する基準日世帯員をいう。第二十七条の二六において同じ。）が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者（令第二十九条の二第四項第二号に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。）がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

第一欄	第二欄
一 健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第二十七条の二十において同じ。）であつた期間	健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
二 日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第二十七条の二十において同じ。）であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第三項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額

三	船員保険の被保険者であつた期間	船員保険法施行令第十一条第一号に規定する合算額
四	(略)	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一号に規定する合算額
五	(略)	(略)
六	(略)	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の六の六第一号に規定する合算額
七	(略)	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一号に規定する合算額
八	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一号に規定する合算額

(令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第二十七条の十九 令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 令第二十九条の四の二第一号から第四号までに掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額
- イ・ロ (略)

ハ 令第二十九条の二の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

三	船員保険の被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第二十七条の二十において同じ。)であつた期間	船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十一条第一号に規定する合算額
四	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七条の三第一項に規定する自衛官等(以下「自衛官等」という。)を除く。)であつた期間	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六の二第一号に規定する合算額
五	自衛官等であつた期間	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一号に規定する合算額
六	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)第二十三条の三の六第一号に規定する合算額
七	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一号に規定する合算額
八	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による被保険者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六条の二第一号に規定する合算額

(令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第二十七条の十九 令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 令第二十九条の四の二第一号から第四号までに掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額
- イ 令第二十九条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費[※]按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額(同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額)を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額
- ロ 令第二十九条の二第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

(新設)

<p>三の項 船員保険法施行令第十一条第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第九条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をい</p>	<p>二の項 健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の第二項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>	<p>一の項 健康保険法施行令第四十三条の第二項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定するその他の給付として同号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>二 令第二十九条の四の二第二項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額</p>
<p>三の項 船員保険法施行令第十一条第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第九条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をい</p>	<p>二の項 健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の第二項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>	<p>一の項 健康保険法施行令第四十三条の第二項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定するその他の給付として同号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>二 令第二十九条の四の二第二項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額</p>

<p>四の項</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）の合算額（同令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>	<p>五の項</p> <p>防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）の合算額（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>六の項</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）の合算額（同令第二十三条の三の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>
---	--	--

<p>四の項</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）の合算額（同令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>五の項</p> <p>防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）の合算額（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として同令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）</p>	<p>六の項</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）の合算額（同令第二十三条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>
---	--	--

あつては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十三条の三の三の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、地方公務員等共済組合法第五十四条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）

七の項
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（以下この号において「準用国共済法施行令」という。）第十一条の三の六の二第二項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）の合算額（準用国共済法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、私立学校教職員共済法第二十条第三項に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）

八の項
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第二項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、当該療養について同令第十四条第一項、第二項、第三項及び第六項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十四条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

三・四 (略)
(令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第二十七条の二十 令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、国民健康保険の世帯主等であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

一	(略)	第一欄	(略)	第二欄
---	-----	-----	-----	-----

あつては、当該支給額を控除した額とし、地方公務員等共済組合法第五十四条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）

七の項
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（以下この号において「準用国共済法施行令」という。）第十一条の三の六の二第二項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）の合算額（準用国共済法施行令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、私立学校教職員共済法第二十条第三項に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する額を控除した額とする。）

八の項
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第二項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、当該療養について同令第十四条第一項、第二項、第三項及び第六項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

三・四 (略)
(令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第二十七条の二十 令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、国民健康保険の世帯主等（令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する国民健康保険の世帯主等をいう。以下同じ。）であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

一	健康保険の被保険者又はその被扶養者	第一欄	健康保険法施行令第四十三条の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	第二欄
---	-------------------	-----	--	-----

二 日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
-----------------------	---

(令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
 第二十七条の二十一 令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項 (略)	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
二の項 (略)	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)
 第二十七条の二十四 令第二十九条の四の三第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次条第一項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者（第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者
(略)	(略)	(略)

二 日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
-----------------------	---

(令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
 第二十七条の二十一 令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項 (略)	健康保険法施行令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
二の項 (略)	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)
 第二十七条の二十四 令第二十九条の四の三第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次条第一項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者（第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者
(略)	(略)	(略)

(令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)
第二十七条の二十五 令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合は、当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(高額介護合算療養費の支給申請等)

第二十七条の二十六 基準日世帯主等(以下この条において「申請者」という。)は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者並びに介護保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間

五 (略)

2 5 (略)

6 精算対象者(計算期間の途中で死亡した世帯員その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)と当該死亡した日その他これに準ずる日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主等は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、第一項から第四項までの規定を適用する。

7 前項の申請があつた場合においては、第五項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者(計算期間の途中で死亡した世帯員その他これに準ずる者をいう。)に対する証明書を交付した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第四十条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(法第六十六条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第九十八条 法第六十六条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 五 六 (略)

七 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第九項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七条の六第五項、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第八条第九項、国民健康保険法施行令(昭

(令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)
第二十七条の二十五 令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合は、当該保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者(以下この条において「医療保険の加入者」という。)の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(高額介護合算療養費の支給申請等)

第二十七条の二十六 基準日世帯主等(以下この条において「申請者」という。)は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)並びに介護保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間

五 被保険者証の記号番号

2 5 (略)

6 精算対象者(計算期間の途中で死亡した世帯員(令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する世帯員をいう。次条において同じ。)その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)と当該死亡した日その他これに準ずる日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主等は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、第一項から第四項までの規定を適用する。

7 前項の申請があつた場合においては、第五項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者(計算期間の途中で死亡した世帯員(令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する世帯員をいう。)その他これに準ずる者をいう。)に対する証明書を交付した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

改 正 前

(法第六十六条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第九十八条 法第六十六条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 五 六 (略)

七 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第九項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七条の六第五項、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第八条第九項、国民健康保険法施行令(昭

和三十二年政令第三百六十二号)第二十九条の二第八項、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の第三項(私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む。又は地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)第二十三条の三の第二項の規定による高額療養費の支給

八・九 (略)

和三十二年政令第三百六十二号)第二十九条の二第八項、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の第四項(私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む。又は地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)第二十三条の三の第三項の規定による高額療養費の支給

八・九 (略)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>(令第十四条の二第一項第三号及び第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)</p> <p>第六十二条の二 令第十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。)において、基準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。以下同じ。)が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第七十一条の四において同じ。)であった期間</p> <p>日雇特例被保険者(健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下同じ。)であった期間</p> <p>船員保険の被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。以下同じ。)であった期間</p>	<p>健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額</p> <p>船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第八条の二第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>(新設)</p>

<p>船員保険の被保険者</p>	<p>日雇特例被保険者</p>	<p>健康保険の被保険者</p>	<p>2 令第十四条の二第一項第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう)において、基準日世帯被保険者(同号に規定する基準日世帯被保険者をいう。)(基準日被保険者を除く。)が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。(令第十四条の二第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)</p> <p>第六十二条の三 令第十四条の二第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であった者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>	<p>国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間</p> <p>地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間</p> <p>私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間</p> <p>令第十四条の二第六項に規定する国民健康保険の世帯主等(以下「基準日」という。以下において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令(昭和三十三年令第三百六十二号)第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。)にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。)</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の四第一項第一号に規定する合算額</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額</p> <p>私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p> <p>国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額</p> <p>私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額</p> <p>国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額</p>
<p>掲げる額</p>	<p>健康保険法施行令第四十一条の二第一項各号に掲げる額</p>	<p>健康保険法施行令第四十一条の二第一項各号に掲げる額</p>	<p>健康保険法施行令第四十一条の二第一項各号に掲げる額</p>	<p>船員保険法施行令第八条の二第一項各号に掲げる額</p>	<p>船員保険法施行令第八条の二第一項各号に掲げる額</p>	<p>船員保険法施行令第八条の二第一項各号に掲げる額</p>

(新設)

国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一各号に掲げる額
地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第一各号に掲げる額
私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第二十一条の三の四第一各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等（国民健康保険の被保険者である者に限り、国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一各号に掲げる額

（令第十四条の二第四項において準用する同条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第六十二条の四 令第十四条の二第四項において準用する同条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であった者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

健康保険の被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一各号に掲げる額
日雇特例被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項において準用する同条第一各号に掲げる額
船員保険の被保険者の被扶養者	船員保険法施行令第八条の二第二項において準用する同条第一各号に掲げる額
国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一各号に掲げる額
地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員の被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第二項において準用する同条第一各号に掲げる額
私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第二十一条の三の四第二項において準用する同条第一各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等の世帯員（国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第三号に規定する世帯員をいう。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第二項において準用する同条第一各号に掲げる額

(新設)

(令第十六条第七項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

第六十二条の五 令第十六条第七項の厚生労働省令で定める場合は、被保険者であった者が、計算期間(令第十四条の二第一項に規定する計算期間をいう。以下同じ。)において医療保険加入者(令第十六条第七項に規定する医療保険加入者をいう。第七十一条の八において同じ。)の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(月間の高額療養費の支給申請)

第七十条 法第八十四条の規定により高額療養費(令第十四条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第七十条の二 法第八十四条の規定により高額療養費(令第十四条の二第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者の番号

二 申請者の氏名及び個人番号

三 計算期間の始期及び終期

四 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった間に、高額療養費に係る外来療養を受けた年月

五 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者(当該後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合及び法第七条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)の名称及びその加入期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。保険者は、第二号に掲げる所得区分を証する書類は、当該所得区分を公簿等又はその写しによつて確認することができる。当該書類を省略させることができる。

一 令第十四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる額に関する証明書

二 基準日における申請者の所得区分を証する書類

3 第一項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、次に掲げる事項を、申請者に対して前項第一号の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第十四条の二第一項に規定する基準日被保険者合算額

二 その他高額療養費の支給に必要な事項

(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等)

第七十条の三 法第八十四条の規定により高額療養費(令第十四条の二第二項から第四項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、第三項第三号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者の番号

二 申請者の氏名及び個人番号

(新設)

(高額療養費の支給の申請)

第七十条 法第八十四条の規定により高額療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

<p>一 健康保険の被保険者であつた期間</p>	<p>(略)</p>
--------------------------	------------

三 計算期間の始期及び終期
 四 基準日に加入する医療保険者の名称
 五 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた年月
 2 前項の申請書には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を添付しなければならない。
 3 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。
 一 被保険者証の番号
 二 申請者の氏名
 三 申請者が計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた期間
 四 計算期間(申請者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に限る。)において、当該申請者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者(法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養に係る令第十四条の二第一項第一号に規定する合算額
 五 当該後期高齢者医療広域連合の名称及び所在地
 六 その他必要な事項
 4 前項の証明書を交付した後期高齢者医療広域連合は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年内以内に第一項第四号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。
 5 後期高齢者医療広域連合は、計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。に係る高額療養費等の額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた者(当該精算対象者を除く。)から受けたときは、当該者に対し、当該証明書を交付しなければならない。
 (準用)
第七十一条 第四十六条の規定は、高額療養費(令第十四条の規定により支給される高額療養費に限る。)の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときについて準用する。
 (令第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第七十一条の二 令第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日世帯被保険者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間に当該基準日世帯被保険者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

<p>一 健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律</p>	<p>健康保険法施行令第四十三条の二第一項</p>
---	---------------------------

(準用)
第七十一条 第四十六条の規定は、高額療養費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときについて準用する。
 (令第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第七十一条の二 令第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。)において、基準日世帯被保険者(同項第一号に規定する基準日世帯被保険者をいう。第七十一条の九において同じ。)が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間に当該基準日世帯被保険者が受けた療養又はその被扶養者等(同項第三号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。)がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

八	七	六	五	四	三	二	
国民健康保険の世帯主等であつた期間 (基準日において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保	(略)	(略)	(略)	(略)	船員保険の被保険者であつた期間	日雇特例被保険者であつた期間	
国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額	国民健康保険法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額	(略)	国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額	船員保険法施行令第十一條第一項第一号に規定する合算額	健康保険法施行令第四十四條第六項において準用する同令第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	
八	七	六	五	四	三	二	
合第十六條の二第一項第三号に規定する国民健康保険の世帯主等(以下この条において「国民健康保険の世帯主等」という。)であつた期間(同項第一号に規定す	私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間	(略)	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七條の三第一項に規定する自衛官等(以下「自衛官等」という。)を除く。)であつた期間	船員保険の被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第七十一條の四において同じ。)であつた期間	日雇特例被保険者(健康保険法施行令第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第七十一條の四において同じ。)であつた期間	第百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第七十一條の四において同じ。)であつた期間
国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する合算額	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額	(略)	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額	船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十一條第一項第一号に規定する合算額	健康保険法施行令第四十四條第三項において準用する同令第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	

險の被保険者が国民健康保険法施行令第二十九條の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）

（令第十六條の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額）

第七十一條の四 令第十六條の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同條第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

	第一欄	第二欄
一	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第一項各号（同令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額

（令第十六條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第七十一條の五 令第十六條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前條の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同條の規定により算定した額とする。

一	一	二
一	(略)	(略)
二	健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	(略)

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第七十一條の七 令第十六條の三第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

る基準日（以下「基準日」という。）において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属するすべての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）

（令第十六條の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額）

第七十一條の四 令第十六條の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同條第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

	第一欄	第二欄
一	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の二第一項各号（同令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額

（令第十六條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第七十一條の五 令第十六條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前條の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同條の規定により算定した額とする。

一	一	二
一	健康保険法施行令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	(略)
二	健康保険法施行令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	(略)

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第七十一條の七 令第十六條の三第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	次条第一項	(略)	<p>健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の第三第一項及び第二項</p> <p>(略)</p> <p>高齡者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者第四十一の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特例被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者</p>
-----	-------	-----	--

(略)	次条第一項	(略)	<p>健康保険法施行令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の第三第一項及び第二項</p> <p>次の各号に掲げる者</p> <p>高齡者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第四項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者第四十三の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特例被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者</p>
-----	-------	-----	---

(令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

第七十一條の八 令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該後期高齡者医療広域連合が行う後期高齡者医療の被保険者であつた者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

第七十一條の八 令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該後期高齡者医療広域連合が行う後期高齡者医療の被保険者であつた者が、計算期間において被保険者又は法第七條第三項第七條第四項に規定する加入者(以下この条において「医療保険の加入者」という。)の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第七十一條の九 法第八十五條の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六條の二第一項第一号に規定する基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齡者医療広域連合に提出しなければならない。

一 四 (略)

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第七十一條の九 法第八十五條の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六條の二第一項第一号に規定する基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齡者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 申請者の氏名及び個人番号

三 計算期間の始期及び終期

四 申請者が計算期間における当該後期高齡者医療広域連合が行う後期高齡者医療の被保険者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月

五 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者並びに介護保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第三條の規定により介護保険を行う市町村をいう。)の名称及びその加入期間

五 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者(当該後期高齡者医療広域連合以外の後期高齡者医療広域連合及び法第七條第二項に規定する保険者をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)並びに介護保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第三條の規定により介護保険を行う市町村をいう。)の名称及びその加入期間

254 (略)

254 (略)

附 則
この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。